

## △1. 請願第19-1号 **開浄水場**の一方的な閉鎖をしないように求める請願

[資料――「**開浄水場**の京都府営水への切替えについて 経過報告」

「第6回説明会での地元との確認事項に対する回答について」――参照]

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 平成19年6月27日に開催されました当該建設水道常任委員会開催から今日に至ります経過につきまして、説明を申し上げます。

平成19年6月27日の当該建設水道常任委員会において、**開浄水場**の一方的な閉鎖はしないでいただきたいという請願審査が行われ、請願審査については継続となりました。また、平成19年6月26日、開地区自治連合会長等から「話し合い再開に当たっての質問書」が出されましたが、7月6日付で回答をいたしました。その回答文につきましては、平成19年7月11日、各委員に送付いたしましたところでございます。

次に、平成19年7月14日、第5回地元説明会を開催いたしました。この説明会の地元意見としては、回答文に問題となる回答があり、今後は水道部と交渉と位置づけて対応すると発言され、また、供給している水道水は基準内で問題がないこと、地下水汚染について水道はどのような対応をしているのか等の意見がありました。回答の中で水道部は、回答内容は水道部が今まで主張してきた内容を整理したものであり、交渉ではなく説明会として位置づけ、説明をさせていただくこと、より安全安心の水道水を供給する立場から、原水が環境基準を超えれば原則休止をすることとしていること、地下水汚染の問題は環境サイドの問題であり、水道事業者は一事業者であることを理解してクロロホルムしいこと等を回答いたしました。

次に、平成19年8月25日には第6回地元説明会を開催しました。説明会においては、7月6日付で開地区自治連合会長他に回答している内容を再度回答した上で協議を進めました。地元の意見としては、1つには、宇治市、日産、地元との三者の覚書は現在においても生きているものだと主張に対し、水道部は、開簡易水道が上水道に移管されるまでのものであると回答しております。

そして、平成19年9月8日に第7回地元説明会を行いました。説明会におきまして、地元の意見として、確認事項に書かれている内容も過去の経過を無視していること、地元の合意も得ずに休止を決定していること、市民が主役のまちづくりを言っている市の考え方が違うのではないか、また、白紙撤回を求める意見等がありました。これら発言に対する水道部の回答は、確認事項の回答内容については、今まで水道部が回答してきた内容を整理したものであること、水道部は休止を前提として説明会を開催してきていること、白紙撤回については、地元の意見があったことについては伝えること等と回答しています。

前回の平成19年6月27日開催の建設水道常任委員会以降におきまして、3回の地元説明会を行い、住民の皆様の理解を得よう努力をしておりますが、現状においては住民の理解が得られていない状況にあります。

以上、今日までの地元説明会等の経過を説明いたしました。ご理解いただきますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○池内光宏委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して心から御礼を申し上げます。忌憚のないご意見を簡潔に述べていただきますようよろしくお願いをいたします。

念のため参考人に申し上げますが、参考人は委員長の指名に応じて議題の範囲内で簡潔に発言し、委員や執行機関に対して質疑をすることはできませんので、申し添えておきます。

あと2名、傍聴人席があいていますので、お2人入っていただきます。

それでは、最初に、参考人に委員長からお尋ねいたします。質問は1問ずつ行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1番目に、**開浄水場**休止決定とその後の地元説明会、特に6月議会以降、市当局の地元対応について参考人のお考えをお聞かせください。俊正会長。

◎俊正和寛参考人 参考人の俊正和寛です。現在、開地区自治連合会の会長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

初めに、辻本場長から今日までの簡単な経過説明がありましたが、一番最後に述べられたことについては事実と違っておりますので、1つだけ訂正をさせていただいて本論に入りたいというふうに思います。

白紙撤回については、私どもは会場の総意でそういうことを申し上げました。回答をいただくように水道部に対しては申し入れをいたしております。その点はここに書かれていることと違いますので、その点は訂正をしていただきたいと思います。

さて、**開浄水場**の休止決定と地元説明会の状況についてですが、細かいことはともかくとしまして、浄水場休止決定については、その決定に至るまで、重要なことが市議会で議論をされております。それは議事録として3月26日、3月29日の議事録を私どもも入手をしておりますが、そこでの述べられておりますのは、休止に当たって地元住民の理解と納得をいただく、あるいは住民合意を得るということが大前提でありますという言葉が何回も議事録に出てまいります。これは休止決定に至るまでの大きな前提であります、そのことがなぜか不問に伏せられるといいますか、決定をしたことについて私たちは説明に来ているんですと、そういう水道部の説明に終始してございまして、決定に至るまでの、今申し上げた住民の理解と納得、住民の合意を得るということが大前提ですと、そういう議論がなぜ大事にされていないのか。私たちはそのところを最も重視しております。議会というところは、議員の皆さんが議論をされた、その中身を十分に尊重していただいて

結論を導き出していただきたい。そういうことをまず申し上げたいと思います。

その後の地元の説明会ですが、それは第1回の3月5日から今日まで大きな変化はありません。繰り返し、休止決定を見ているから、私たちの、つまり水道部の説明を、いわばのんでほしい、聞いてくれと、そういうことに終始しております。内容はいろいろあります。しかし、大筋そういうことで繰り返してきたわけです。それが6回ないし7回、地元説明会ということで繰り返されたわけですが、休止決定が前提であって、あなたたちはこれを認めよと、そういうことでは私たちは到底納得することはできないわけです。議会で議論された、住民の合意が大前提であるという、そのことこそ私たちは最も大事にしてほしいというふうに考えておりますので、何度、決定を見ているから私たちの説明を認めろというふうに言われましても、それはできない話であります。これが一番大きな問題であります。

○池内光宏委員長 次に、2番目にお伺いいたします。

地元の皆さんは、**開浄水場**の水について、おいしくて安全な水と主張され、浄水場を閉鎖しないように求められております。一方、宇治市当局は原水に発がん性の疑いのある物質が含まれているから、水道事業者の責務として休止をし、府営水に切りかえたいと言っております。あわせて、施設の老朽化と経費の問題も休止の理由に掲げております。参考人のお考えをお伺いいたします。

◎**俊正和寛参考人** 水質の問題については、3月5日、第1回の説明会のときに、まずこのことが水道部から出ました。水質が悪化している、改善の見通しが無い。したがって、**開浄水場**を休止して、府営水への切りかえをすることになったと、そういうことであります。この問題については、今日までずっと私たちは主張しておりますが、水質の悪化というのは、水道部の言う水質の悪化が進んでいるというのは事実ではありません。ここ10年間で見ましても、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの地下水に混入しているパーセンテージといいますか、それはほとんど変わっておりません。水質悪化が進んでいるというふうにはとても言えない状況です。それは市水道部からいただいた資料によっても明らかだと思います。

それから、水質に問題がある、発がん性物質云々という議論ですが、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが発がん性物質という、その議論にも随分不正確な部分があると私たちは主張してまいりました。ご存じのように、トリクロロエチレンはどのようなふうに位置づけられているか。これは世界で、WHOでも指摘をされておりますが、発がん性物質ではありません。発がん性のおそれがあるというふうになっております。これは市水道部からいただいた資料でもそうなっておりますし、議会での議論、あるいは私どもに対する説明の中でも、一貫して発がん性物質という説明ですが、それは正しくないでしょう。もう少し言葉使いを正確に使っていただいて、正確な議論をしてほしい、これがまず第1

点です。

それから、トリクロロエチレン、あるいはテトラクロロエチレンが問題であるということは私どももよくわかりますが、総トリハロメタンというのこそ発がん性物質があるというふうに言われております。この総トリハロメタンは、府営水の方が開浄水場の原水よりも多いわけです。原水でいいますと、府営水に含まれる総トリハロメタン、一方、開浄水場に含まれるそれは、府営水の方が10倍高い値を示しています。浄水でも府営水の方が2倍高い値を示しております。これも市水道部からいただいた詳細な資料を見ますと一目瞭然でありまして、発がん性物質という点で明らかに指摘をされている総トリハロメタンこそ、私どもが最も重要視しなければいけない物質ではないかというふうに考えております。したがって、トリクロロエチレンそのものについて発がん性の疑いがあるという指摘がされている、そのことをとって開浄水場の水が汚染されているということにはならないと考えています。

それから、施設の老朽化によって経費がかかる、コストがかかるという点ですが、これには私どもはいろいろな意見を持っております。果たして老朽化をしているのであれば、今日までメンテナンスをどの程度行っていただいているのか、そういう疑問が率直なところでありますし、私は、宇治市内ですが、近辺の地下水を利用している事業所と申しますか、そういうところに少しお尋ねをしました。そうすると、こういう回答であります。例えば、宇治市内の槇島にあります京都文教大学というところですが、ここは開校以来、地下水のみ使っているそうです。どうしてそうなのか私はお尋ねをしますと、市水道を使えば、年間億を超える費用がかかるんです、そんなことはとても学校経営上、大学を営んでいく上でそれはできないことだと。したがって、地下水のみ使わせていただいておりますということでしたし、宇治ではかなり大きな病院ですが、小倉に徳洲会病院というところがありますね。ここは昭和でいえば54年、今からざっと30年前に開かれた病院ですが、当初は市の水道のみを使ってこられたそうです。しかし、現在は地下水に全面的に切りかえておりますということです。それはちょうど7年前にそうしたそうです。これはどうしてなのか私はお尋ねしますと、これも経費削減のためですと、これだけだと、ほかに理由はありませんということです。

したがって、開浄水場の揚水量あるいは規模の大小、施設、設備の移管と京都文教大学や徳洲会病院のそれと、私は比較検討しておりませんが、私どもの開浄水場が小規模であってコストが高くつくということを強く主張されますが、果たして京都文教大学や徳洲会病院は大規模でしょうか。そんなことはないと思います。それでも、コスト削減のために地下水に切りかえていると、その方がはるかにコスト削減になるんだというふうに言明をされています。こここのところの矛盾を市の水道部はどういうふうに説明されるのでしょうか。どの程度事実調査をされて、私どもに対する説明をされているのでしょうか。こここのところも私どもは大変疑問に思っております。ほかの病院や大学にも尋ねてみましたが、病院はほかにも2カ所、3カ所尋ねましたが、市水道と地下水といずれも併用しております。

その理由は、緊急の場合に水がとまっては大変と、入院患者や手術ができなくなる、それでは困るので、経費の削減もありますが、そういう病院という性格上、地下水を独自に掘っていると、そういうことを言うておりました。

以上のようなことから、水質や施設老朽化、経費が高くつくというのも、私どもは今もって大きな疑問だというふうに考えております。

以上です。

○池内光宏委員長 3番目にお伺いいたします。

地元の皆さんは、昭和53年当時、宇治市と日産車体、そして開自治会の三者で、**開浄水場**の宇治市移管に際して覚書を交わされております。その覚書を根拠に、市当局に対して地元合意が前提だと主張されております。一方、宇治市当局は、覚書はその時点のことであって、合意形成ではなくて、地元へはあくまで説明をさせてもらうということで、そういう面での意見の開きがございます。参考人のお考えをお伺いいたします。

◎**俊正和寛参考人** 確かに覚書では、水道部が主張されておりますように、開簡易水道の移管に関し、次のとおり覚書を交換するというふうに冒頭述べて、第8条までここに記録されております。この文面といいますか文言、この言葉だけを拾いますと、確かに開簡易水道の移管に関する覚書であるというふうに受け取れないことはありません。しかし、当時から、あるいは今日まで、簡易水道という名前に当時はなっておりますが、実態としては地下水を利用してきたという点では変わりません。ただし、規模の大小、施設、設備の大小、その点についてはいろいろと手を入れていただいておりますから変わっておりますが、地下水利用という点では基本的に変わってないわけです。したがって、簡易水道の移管に関し、次のとおり覚書を交換するとなっておりますが、移管後も私どもは同じく地下水を利用してきているわけです。

したがって、地下水利用という点では、この覚書の中に日産車体と宇治市と地元住民の代表が入っておりますが、移管に関してのみであれば、私ども地域住民の代表が入る余地はなかったろうというふうに私たちは考えているんです。日産車体、それから宇治市当局、そして地元代表が入っているということからも察しられますように、私どもにとってはいわば死活の問題として、**開浄水場**の前身であります簡易水道が地下水を利用していると、そして今日までいろいろな手を加えられつつ地下水利用をしてきたわけです。したがって、表面上といいますか文章の字面だけを追うのではなくて、歴史を持っている**開浄水場**の前身である簡易水道の実態を、歴史に含まれております実態をぜひ酌んでいただきたい。そうでなければ、私どもとの円満な解決というのはできにくいのではないかとこのように私たちは基本的に考えております。

以上です。

○池内光宏委員長 続いて4番目なんですけども、9月8日の地元説明会で、地元は市当局

に休止方針の白紙撤回ということを求められたと伺っております。本請願の趣旨からはさらに一步踏み込んだ主張になっていると思われませんが、その真意をお聞かせいただきたいと思っております。

◎**俊正和寛参考人** 確かに9月8日の交渉の中で、終わりに私どもは、会場、その交渉に集まっておられた方々の総意として白紙撤回を申し入れました。今日まで繰り返し説明会という形で話し合いを進めてまいりましたが、次々と数字が変わる。先ほども桑田管理者からの話がありましたが、私どもは、水道部というのは、いわば専門家の集団でありまして、プロの集まりだというふうを考えておりますが、先日、井戸の深さが150メートルというふうに長く説明を受け、公文書でもそうになっておりながら、急に120メートルというふうに訂正をされました。あるいは、取水口は3カ所であるというふうに、これも公文書で繰り返し述べてこられました。これが5カ所であったという訂正であります。あるいはまた、第1回目か第2回目の説明でしたが、**開浄水場**の水の単価について、1トン当たり幾らかということをお尋ねしたときに、24円40銭であるという公式な説明でした。それに対して府営水は幾らですかと尋ねますと、70円強である、70円を少し超えるというふうに説明がありました。しかし、その後の話し合いの中で一気にその単価が変わってきます。**開浄水場**の単価はざっと10倍、240円、250円という数値が出てきます。府営水は一方でがたんとながりまして、150円でしたか、そういう数字になってきます。

こういう訂正というのは、単なる数字を読み違えました、事実誤認でしたと、そういうことでは私は済まないと思っております。仮に井戸の深さが150であったというのが120に変わり、取水口が3カ所だと思っていたけれど、実際は5カ所であったということになりますと、水脈は幾つあるのか私は存じませんが、どの辺の水をとっているのか、ポンプはどこにあるのか、取水口の5カ所のうちのどれから主として水をとっているのか、そういうことにも影響を及ぼすような数字ではないでしょうか。そうなりますと、**開浄水場**の水が汚染されているというのが一貫した主張であります。ここの部分も随分あやしくなってくる。基本的なデータが狂ってしまう。そういうことで、宇治市の水道部がそういう説明で一体責任がとれるのかと、私どもは極めて疑わざるを得ないといえますか、これが専門家の集団の回答であろうかというふうに、実は心もとない感じであります。

そういうことがありまして、私どもはすべてをもう一度スタートに戻してほしい、そして、正確な事実を出していただいて、一から話し合いを進めてほしい、これが私ども地域住民の一致した結論になったわけです。

きょう、先ほど配られた資料にも出てまいりますが、一番最後のページにこう書いてあります。真ん中から下段の方ですが、9月13日木曜日、建設水道常任委員会と書いてありますね。この最初のところから3行、4行あたりですが、「説明会参加者は、現在の**開浄水場**のおいしい地下水を飲み続けたいと主張されておりますが」、その次です。「市水道部

では、自己水（井戸水）」、ここは開浄水場の水のことを指しているに違いないと思います  
が、それと「府営水（河川水）はともに浄水しており差はなく、どちらもおいしい水道水  
として供給しています」と書いてあります。これはちょっと不思議な文章でして、どちら  
も浄水しており、質的に差がないとすれば、どうして水道部は繰り返し繰り返し、府営水  
の方がより安全安心と強調されるのでしょうか。私は、この簡単な論理がわかりません。ど  
ちらも安全安心、おいしいんだということでしたら、開浄水場を私たち住民の意思に反し  
て閉鎖するという理由はどこにあるのでしょうか。これは簡単ですが、極めて根本的なこと  
にかかわる問題でして、説明をきちんとしていただきたい。こういうことも含めて、これ  
はここで初めて出た問題ではありません。今までもこの表現は出ているんです。そういう  
ことも含めて、もう一度最初から正確な議論をお願いしたいというのが私どもの総意であ  
ります。

以上です。

◆西川博司委員 平成2年に浄水場のエアレーション装置の工事をしたときに、市水道部  
が地元へ水質悪化のことを説明していないということですが、それは本当でしょ  
うか。

◎俊正和寛参考人 その資料は、これは17年前の自治会報です。同じ年度に3回出され  
ておまして、ここに3回にわたってそれに関連する報告がされております。そこには、  
今、西川委員がおっしゃったとおりでありまして、こういうふうに書かれております。こ  
れは1991年6月20日に出された自治会報ですが、上水道水系水質検査等の状況につ  
いて、市水道部配水課及び保健所へ出向き、日常活動の状況、給水の現況等について調査  
した報告が行われましたと。特に問題がないというふうに自分たちは承ったと初めに出  
てきます。その次ですが、第2号にはこう出てきます。開浄水場の改造工事についてとい  
う項がありますが、自治会の会報にはこういうふうに出てきます。2つありまして、イ、揚  
水能力の低下のため、ポンプ2基取りかえ、それから建物の一部改修を行う。ロ、工事期  
間は12月末まで、時間は午前8時半から午後6時半までであると、こういうふうに報告  
を受けたと書いてあります。

実は、この件に関しては私は強い憤りを持っておりまして、1990年、平成2年に市  
水道部からいただいた資料を見ますと、トリクロロエチレンが、暫定基準とおっしゃっ  
ていますが、基準値を大きく超えます。そこで、市水道部としては大急ぎで曝気装置を取  
りつけたわけですが、新設されたわけですが、そのためにトリクロロエチレンを大幅に減  
らすことができた、基準内におさめることができた、市水道部は公式の文書の中で書い  
ております。しかし、開地区自治連合会の役員に対しては、エアレーション装置をつけた  
などという報告は一切しておりません。揚水ポンプ2基を取りかえたんだと、そういう工  
事であったということを言っておりますし、なお私は悪意に満ちているというふうに考  
えます

が、トリクロロエチレンという今日でいう発がん性のおそれがある物質が出たということは全く地域住民には知らせないで、今日まで17年間経過をしてきたわけです。そして、**開浄水場**の水質が悪いということを私どもに印象づけ、府営水に切りかえなければならないということを強調しようとした今日、初めて、実はあなた方の使っておられる**開浄水場**の水からはトリクロロエチレンという発がん性物質が出ていると。より安全安心な府営水に切りかえたいんだと、ここになって初めて私どもにその事実を明らかにするというのは何という無責任ぶりでしょうか。なぜ17年間、地域住民に対して事実を伝えずに来たのですか。施設、設備を更新し、あるいは新しく新設しながらその事実も伝えず、地下水の汚染状況も一切口をつぐんで、17年間私たち地域住民をいわばだまし続けたのはなぜか。その意図はどこにあるのか、私はこのことは厳しく市水道部に問いただしたいというふうに考えております。

以上です。

◆向野憲一委員 今、署名活動に取り組んでおられると思いますけど、現在どういうふうな集まりぐあいとか、あるいは市民の反応はどうやとか、そういうことについてお聞かせいただきたいと思います。

◎俊正和寛参考人 その問題について、私もおおよそのことは存じ上げていますが、第2次水道対策委員長の木村さんの方が主としてかかわってくださっておりますので、補佐人の方から答えていただきたいと思います。

○池内光宏委員長 一応、参考人の方から聞いてもらっていいですか

◎俊正和寛参考人 そうですね。私どもは、1万人署名ということで、それを目標にして今日まで取り組んでまいりました。開地区自治連合会、それから隣接しております**開浄水場**の水を同じように供給を受け、利用してきております開ケ丘自治会、あるいは一里ケ丘住宅地自治会の皆さん、あるいはさらにそれを取り巻いている、**開浄水場**の水は利用しておりませんが、その他の自治会にも呼びかけて、何年前ですか、府営水が長期にわたって断水したときの苦い経験がありますので、**開浄水場**の水をいわばおすそ分けしたような、そういう経験も持っておりますので、皆さんは万一のことに備えて、**開浄水場**は、私たちは今は利用していないけれど、そういうことを考えて、ぜひ残していただきたいという、そういう強い希望を述べられて、ほぼ今、1万人に近く署名が集まっております。そういう状況ですが、正確な数は私は今存じませんので、それは木村委員長の方から聞いていただいた方がいいと思います。

◆坂下弘親委員 事実関係だけちょっと教えてほしいんですけど、呼びかけ人の中に南陵



町の自治会で石橋さんというのが入っているんですけども、この人は本当に入っているんですか。

◎俊正和寛参考人 そうです。

◆坂下弘親委員 私の聞いた範囲で違うということがあったので、入っていないようなことも聞いたりするので、本当なのかなと思って聞いたんです。

◎俊正和寛参考人 そんなことはありません

◆西川博司委員 資料要求をしてもらった資料、平成18年度の予算内訳書と19年度の予算内訳書、この2つをもらったわけですけども、その中で動力費、ポンプの水を地下水からくみ上げる、それに主に使う動力費が18年度では7,700万円、19年度は6,600万円というふうになっております。この差が19年度が1,100万円も少ないんですね。年度によってそれは少なくなる場合もあるんですけども、かなり落ち込み過ぎではないかと思うんです。榎島と開の2つの浄水場を減らした予算ということなんでしょうか。

以上です。

◆西川博司委員 それから、ポンプ取りかえ費用がこの中で400万円と書かれております。前回の委員会の中で、高過ぎる、150万円ほどでできるというふうに指摘させていただいたんですけども、これに対して揚水管の材料費とか労務費を含めた金額で400万円かかるという説明を受けました。それなら見積もりを資料として提出してほしいと要請しましたところ、後日提出させてもらうという答弁でありました。ところが、まだ見積もりはもらっておりませんので、いついただけるのかということをお聞きします。

それから、9月8日の地元と水道部の7回の話し合いの中で、最後に参考人からも話がありましたように、地元が白紙撤回を要求し、それに対して水道部は休止方針を前提としていますが、すぐに結論を出すんじゃなくて、持ち帰って協議するというふうに約束したということですけども、強行しない、お互いに話し合いを続けて解決を図っていこうという姿勢と受け取ってよいのでしょうか。この点お聞きします。

それから、給水原価ですけども、府営水の購入単価、私の試算ではトン当たり83.29円、これに対して開浄水場の浄水単価はトン当たり24.4円ということで、この差は58円89銭と、開の方がまだ安いということを前回6月27日の委員会で指摘させていただきましたけども、これに浄水場の減価償却費が入るということで、もう少し高くなるんだという答弁をされていましたが、それではどのぐらいかかるのか、計算式を示してください。

以上、4点お願いします。

◎小西吉治水道部長 1点目の予算の内訳でございますが、平成18年度の動力費7,700万円ということで上げております。この当時、平成18年度当時、電力料の値上げがあるのではないかとということで、一定値上げ率も見て計上をいたしておりました。平成19年の予算の内訳につきましては、査定時に、前年度実績でということと、開、槇島の分が休止ということで、その部分の電気代を落として、実績に合わせて計上した結果でございます。

それから、ポンプの取りかえ費用の400万なりの見積もりでございますが、ちょっとそれを飛ばしまして、9月8日の白紙撤回ということで、地元の説明会の中で、10時を過ぎてから地元の方からそういうお話がございました。私どもは、当初から、当然休止を前提とした説明会ということで言っておりますので、私はそうした言葉を伝えはしませんということで言いましたので、微妙な言い回しですので、地元の方はそれは協議をするということで解釈をされたのかもわかりませんが、私どもはそういうご意見があったことについては持ち帰って伝えると。ですけれども、協議をするという内容は言っておりません。

それから、給水原価の話でございますが、府営水が今計算されたら83円、開の方が24.4円と、この時点では浄水単価は幾らかということでありまして、開につきましては理論上の数値ではございましたが、24.4円ですよという資料は当時出しました。府営水につきましては、その府営水の基本水量にかかります43円、従量制にかかります19円というのは、府の施設の減価償却等も含まれた単価です。ということで、その後私どもは給水原価で提示をする方がより理解を得られるのではないかとということで、おのおのの浄水場の理論数値で給水原価を出させていただいて、開につきましては229円、府営水につきましては、市の施設の分も入れまして155円、ちょっと今資料がありませんが、150円強という形で比較をいただくような資料をきちっと提出をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎小西吉治水道部長 今の2つ目に言われました見積もり等は、見積書が出ていないということで委員さんの方から言われましたけど、その部分につきましては、今出しているのではないかとということで確認をしていますので、よろしくお願ひします。

◆西川博司委員 そしたら、動力費ですけれども、電力費の値上げがあるんじゃないかということで高目ということで出したけども、19年度はそうではないということで、またもとに戻したということですが、槇島浄水場と開浄水場、18年度の予算なんですけど、決算ではどうなのか。全体の動力費はどうなのか、そのうち槇島浄水場と開浄水場の動力費は幾らかかるのか、それを示していただけますか。

それから、もう一つは、ポンプの取りかえ費用ですけれども、19年度の予算書の中、11枚目のところで、浄水管理センター機械購入費で水中ポンプ（220ボルト）2台で270万円となっております。これは1台で135万円になります。400万円というふう

に説明されていたんですけども、どちらが正しいのかお答えください。

それから、給水の原価なんですけども、前にも私も試算で説明させていただきました。府営水の場合83円29銭、**開浄水場**の浄水単価は24円40銭ですけども、これに減価償却等がかかるということで、それも計算してみる必要があると思いますので、私の知識の範囲内で計算をしてみたんですけども、浄水場を新設ということになりますと2億1,100万円かかるという説明がありましたね。30年もっと使えると思うんですけども、それを30年使うとなりますと、1年間で703万3,333円、年間配水量が開の場合1日当たり平均690トン、それを365日掛けますと、25万1,850立米かかります。年間大体配水されます。となると、それを割りますと、27円93銭。27円93銭と24円40銭を足しても52円33銭と、これのほかにポンプ交換とかかかってくるんですけど、それも合わせてもまだ府営水よりも安いわけですね。ということになると、やはり当局が説明されているのとは違うんじゃないかというふうに思います。

それから、以前から議会筋からも、府営水よりも自己水の方が安いから、自己水をふやせということをついたび指摘もされてきた経過もあると思います。水道部自身もその認識で自己水開発に努力をしてきた経過もあります。その状況は今も変わっていないと思いますが、これはどうでしょうか。

それから、もちろん地下水の方がおいしい、より安全だという認識も水道事業者にもあったと思います。もとより府営水も自己水もともに浄水処理をして、安全な飲み水にして給水をされております。ただ、安全な飲み水にする費用が地下水の方が安くつくという共通認識が前からあったと思います。府営水の場合、川の水ですし、宇治川の水はそれほど汚れていないといえどもかなり汚れておりまして、オゾンを使った高度処理、活性炭を投入と、こういう形でかなりの投下を京都府がしている、こういう中でこのような高い水道単価になっているわけですから、そのことから考えましたら、自己水をふやすという方針で来た、これは当然なことであるし、それを今後も継続すべきであろうと思います。そういう中で問題のない水道をわざわざ廃止するというのはおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、この決定についての考えを聞かせてください。

以上です。

◎小西吉治水道部長 動力費の決算額でございますが、18年度はことし、また決算認定をいただくということで、現在私の手元に製本がございません。17年度の動力費につきましては6,948万7,707円という決算でございました。

それから、ポンプの2台分につきましては、ポンプの購入費が2台で270万という予算でございます。

それから、給水原価につきましては、先ほど説明をいたしましたように、浄水というところで比較をすると非常に無理がございますので、私どもは給水原価でおのおのの原価をお示しして、比較がしやすいようにということで、委員会にも地元にもその数値を出させ

ていただいたということでございます。それで比較をいただきますと、小さい浄水場はやっぱり効率が悪いという形になってまいります。

先ほど言われました、府営水よりも自己水の方が安いということですが、その給水のおのおのの単価を見ていただきますと、一定の規模の自己水の浄水場は当然安いです。今、全体の単価を下げているのは、市営の宇治浄水場があるということで全体の単価は下がっているということで、そうした小規模の部分はやっぱり少し高くなりますので、私どもは中長期計画の中でも浄水場の再編なりが要るのではないかとということで上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆**西川博司委員** 決算については手元にないということですが、実績額等があると思ひます。どのぐらいなのか、10月の決算委員会の中で報告されるということになりますね。そのための準備はされていると思ひますので、大まかな見積もりで大体わかると思ひんですけども、どうなのか。それだけちょっとお聞かせください。

◎**辻本貞雄浄水管理センター場長** ポンプの購入費でございますけども、この270万といひますのは、物品購入費、本当のそのものだけの金額でございます。

◎**小西吉治水道部長** 17、18の決算が、今担当の方が持っております。先ほど言ひましたように、17年度の決算では、動力費は先ほど言ひましたように6,948万7,707円、18の動力費の部分だけを言ひますと、これも少しそれから下がりました6,933万3,141円、19年度の予算につきましては、榎島と開の部分も基本的に落としていひますので、6,600万という予算になっております。

資料につきましては、水道部19年の6月29日付で向野、西川議員要求資料という形で財政の方にお出しをされているかと思ひます。ご本人さんの方には行っていると思ひます。

◆**西川博司委員** もう一つあるんですけど、開と榎島がどのぐらいの動力費の実績なのか。開と榎島の。

◎**小西吉治水道部長** 今、個々の実績の部分は持ってきておりません。6,600万で今までの17、18の決算が6,900万程度でございますので、2つ合わせまして300万強かなというようには思ひます。もしもまたあれでしたら、その分だけ資料をお渡しをしてもいいかなと思ひます。

◆**中路初音委員** まず、この間の最初に管理者の方から、答弁してきたことについて間違ひがあつたのでということで訂正がありましたけれども、そのことについて、事実がどう

なのかということ再度お伺いしたいと思いますが、1つは、井戸の深さがこれまで150メートルとしてきたけども、120メートルだったということで、私も資料をいただきました。いただいた資料は、53年の、この井戸がつくられた当時の電気検層図をいただいたわけで、そこには、ここに多分水脈があるだろうという位置と、それからケーシングはここにつくろうということが書かれているだろうと思われる、そういうものと、それからポンプの断面図というのをいただきました。120メートルの井戸であれば、ケーシングの位置の一番下の部分が115メートルまであるわけなんですけれども、ケーシングの位置、取水口です。あるわけなんですけれども、専門家のお一人に聞きますと、120メートルの深さの井戸に110メートルまでのケーシングをつくったら、もしそこから取水をするとしたら、下に何か浮遊物とかごみとかそういうものがたまることもあるので、そういう作り方はしないのではないかと、これは本当やろうかと。120メートルの井戸なら、こんなに深いところまでケーシングの位置があるのかどうかということが疑われるというふうに専門家の一人はおっしゃっています。

それで、ケーシングの位置も、当初私の質問には、3カ所あって、その3カ所のうちのどこかから取水をしているわけだけでも、私が、ポンプの位置を変えることによって取水する主な水脈が変わってくるので、それはポンプの位置を変えることによって原水に含まれる汚染物質の濃度は変わりませんかという質問をしたら、それはどこからとっても変わりませんというふうにおっしゃっていました、答弁はそのようにおっしゃいましたけれども、これも専門家にお聞きしますと、一番近い取水口からとる水がほとんどであって、ほかからは3%くらいですというふうに言われたんですね。しかも、どこの水脈からとっているのかということについては、簡単に調べる方法もあるというんですね。そういうことをされたことがありますか。まずその点が1つ。

それと、2つ目には、53年の覚書なんですけれども、その中で第5条で、乙は水道施設を移管するに当たって金2,000万円を昭和53年3月31日までに甲に寄附するものとするというふうにあります。甲は宇治市、乙は日産車体です。ところが、この間いただいた資料によりますと、これは2,000万円のうち1,500万円は受託工事費ということに入っていると。5,000万円は工事負担金ということで、収益、収入、入っているということになっているわけなんですけれども、この処理の仕方は地方自治法にのっとれば正しいんでしょうか。

そのことと、もう一つ、事実関係を明らかにしたいんですけども、地元の方が情報公開で宇治市の水道部の方針の決定はいつですか、どこでどの場所でどのような形で方針を決定されたのかということをお情報公開請求されたその答えが12月20日だというふうに返答があったそうです。これまで宇治市は、きょうの資料にも書いてありますけれども、方針の決定は12月5日というふうになされてきていましたけれども、事実はどうなっているんでしょうか。まずそれだけ3点お願いします。

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 井戸の水質の問題でございますが、まず当初我々は150メートルの井戸の深さを言っておりましたけれども、資料も提出させていただいておりますように、削井地層、断面図等から確認いたしまして、120メートルということで確認をいたしております。その中で、今、委員さんをご指摘いただいておりますけれども、5カ所のストレーナーといいますか、穴があけてあるところがあります。その下の方が一番底から5メートルぐらい手前まで切っております。それは基本的におかしいのではないですかということのご指摘なんですけれども、こちらの方でっております資料で確認する限りは、このとおりのストレーナーの位置で入っていると考えております。

それと、ポンプの位置を若干上の部分、下の部分に持ってくることによって水質が変わるのではないかというご指摘だったと思うんですが、少しはポンプの位置を変えることによって、水の引き込みの状況が変わりますので、少しは変わると思います。しかし、今現在は基準値の2.2倍のトリクロエチレン等が水の中に含まれているんですけども、それを若干入ることによって基準値内におさまるといことは考えられないということもありまして、大きい意味で変わらないということで申し上げておりました。

以上でございます。

◎小西吉治水道部長 53年の覚書に基づきますこの2,000万の収入でございますが、確認をいたしまして、資料は提供したところでございます。30年前のことですので、2,000万円を、この時点で、例えば受託工事に1,500万を収入する。500万は工事負担金という形で収入はされていまして、それのおおのの支出も当時ございました。昭和52年度に1,500万と500万を受託工事収入、これは3条の方の収益的収入として入れております。500万については工事負担金という形で、資金的収入の方に入れておまして、支出につきましては、開町の給水装置ほか連絡工事に受託事業収入の分については使いました。資金的収入の部分につきましては、開町給水管切りかえ工事跡地復旧工事等に使っておりますので、そうした事実があったということはあれですが、これが違法かどうかということは今の時点では私も確認はできません。当時、決算委員会なり予算にも当然出されて、最終決算の認定も受けていると思います。こうした書類が残っていますというのは、たまたま、総勘定元帳というのは永年保存ですよということがありましたので、この収入伝票なりはそこにあつたと。納入伝票等につきましては10年間保存ということで破棄等をいたしますので、その分はないということでございますので、よろしく願いをします。

それと、今まで、当然この中にもあれですが、**開浄水場**の休止については、私どもは12月5日に最終決定をしたと。今、中路委員さんが言われましたように、12月20日というのは、どこかで言うたようなことが経過としてあるなら別ですけど、私どもは19年度予算を、理事者にその予算を受けるときに、当然休止という前提の予算でもいいですねという最終確認をしましたのが12月5日ですので、12月5日ということで、そこで決

めました。12月20日というのが今出てきましたけど、建設水道常任委員会等にそうした方針を報告するという起案をたまたま12月20日に起案をして、休止をしますという部分の報告をしますという起案をしましたので、12月20日という日はあったのかなというように思います。

◆**中路初音委員** まず、順番は違いますけど、2,000万円の寄附金のことについては、これはそういう処理の仕方ですら本当によいかどうかということについては、私は疑問に思います。

○**池内光宏委員長** 中路委員、そのことについては、今の時点で処理の仕方がどうやったんやと言われても、既に何十年も前の、しかもその一定の議会の関係も含めて処理されているわけであって、その処理の仕方について今言及されるということについてはいかなるものかと思うんですけど。

◆**中路初音委員** それもあるんですけども、ただ、この間、そういう2,000万円の寄附金については、そこでどのように処理をされているかについては、これは本来宇治市がすべき工事を、本来私はこれは宇治市がすべき工事だというふうに思っているんですが、そのことを住民がすべきものを宇治市がかわってするというふうにして書いてあるものもありますので、その処理の仕方について、当時、住民の方が相当苦勞をされて、住民の方の負担も非常に重たい負担をした上で、この移管が成立するのではないかなということの裏づけになるのではないかなということを思いましたので、これについては触れさせていただきました。

ケーシングの位置とポンプの深さ、井戸の深さについてなんですけども、ケーシングの位置については、これは文書でしかわからないわけですよ。確認をされたことはないわけですよ。私は、この間仕様書もたくさんいただきました。日常的な管理委託業務をどのようにされているのか、委託の仕様書を伺いましたけども、この中には、例えば井戸のケーシングを掃除するだとか、よそで聞いたら3年に1回とか、いろいろ物が詰まったりするので、ケーシングについては掃除をするだとかというふうなメンテナンスをされているんですけども、ここではよくわかりませんでした。そういうことを日常的にしているのか、いるんだったら、3カ所なのか5カ所なのかというのははっきりしているはずですよ。そういう報告は受けていないのか。そういうメンテナンスはここについてはしていないのか。宇治市のほかの浄水場についてもどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それと、先ほども言いましたけども、ポンプの位置を変えることによって、取水口を変えることによって主な原水が変わってくるということについては、簡単に調査をする方法もあるんですけども、こういうことを検討されたことはありますか。

それと、12月5日に決定をしたと。そのことを決裁を回すのが20日やったという答弁でしたか。それならそれでわかりました。

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 井戸のメンテナンスでございますが、宇治の浄水場も含めまして、現在のところ、そのようなメンテナンスは、要するに井戸の清掃といいますか、浚渫等はやっておりません。ただ、たしかことしの3月だったと思いますが、厚生労働省の方から通達がありまして、それは細菌の問題といいますか、クリプトの問題なんですけども、そういうものが井戸から入るおそれがあるので、3年に1度ぐらいは点検を心がけるようにという通達がことしの3月の時点で通達してきておりますことは承知しております。ただ、今のところ、宇治市といたしましては、今言いましたように点検はできておりません。井戸につきましては点検ができておりません。

それと、ポンプの位置の関係で、それぞれのスクリーンからの揚量を簡単に調査できるということでおっしゃっておられますが、詳しくは私も確認はできておりません。ただ、ポンプ業者に伺う中では、スクリーンごとにポンプを一々移動させて、ほかのスリットから水が入らないように遮断した上で、その水質を調べることは可能でありますということは何ってはおります。ただ、その揚量までが確認できるかというのは、私の単純な頭では、ほかから水も引っ張ってくるので、それぞれの地層だけの揚量というのは、実際問題は相当難しい調査になるのではないかなと想定されます。

以上でございます。

◆中路初音委員 1つは、井戸のメンテナンスは今はやっていないと。宇治市の浄水場どこもやっていないと。ただ、ことしの3月に厚生労働省から通達があつて、そういうこともやった方がいいよということはあると。ただ、今はやっていないということですね。これ、よそで聞いていますと、大体3年に1回ぐらいはそういう取水口の掃除なども含めてメンテナンスをやっているそうです。そうやって井戸を大事にして、井戸の寿命をしっかりと守っていくということもあるそうですので、これはちゃんとやっていただけたらいいかなというふうに私は思います。

それと、取水口の位置を変える、ポンプの位置を上下することによってどれだけ変わるかというのは、今場長がおっしゃったようなやり方もあるし、ほかにも段階揚水テストというやり方があるそうです。私がお聞きしたのは、段階揚水テストというのがありまして、例えば30分に20トンだとか、10トンだとか5トンだとかいう形で取水をする、その量を変えることによって、その中に含まれる成分の分析で、大体比重の軽いもの、重いものいろいろありますので、大体どれぐらいの層にどういう物質が含まれているかということから、地下水の専門家によりますと、そういう段階揚水テストによって、この水はこの地層から大体含まれているというテストをすることができるそうです。これは実際に大阪府などの自治体ではやっておられるようです。そういうこともありますので、実際には、



どうやったら安全な、実際に宇治市が方針として出された、原水が問題やというふうにおっしゃるので、それならばそういう方法も検討されたのかどうかということをお伺いしたかったわけですが、それはしていないということなんですよ。

その上でさらにお聞きをするわけですが、先ほど、西川委員の方からも質問があったわけですが、実際に、そしたら曝気処理をしたらどれだけ浄水がきれいになるかということなんですよ。曝気処理をした後の浄水がどれだけきれいになるかということなんですけども、これは、今、宇治市の出していただいている資料では、曝気処理をした後の開の浄水のテトラクロエチレン、トリクロロエチレンの数値がありますが、これはこの間もずっと安全な、人が飲んでも大丈夫な、そういう基準をちゃんと満たした給水として出していただいているわけですが、曝気処理の仕方によっては、構造によって、技術によって、1回の曝気処理で0.001ミリグラム／リットル以下まで抑えることができるというふうにも言われているそうなんです。1回の曝気処理で、1回曝気処理をするだけで、どんなに濃度の高い原水であっても、トリクロロエチレン、テトラクロエチレンがどんなに高い濃度であっても1回の曝気処理で0.001ミリグラム／リットル未満まで抑えることができるというふうにも言われているそうです。それは、日本で初めてこの曝気装置をつくられた方に、私、直接お話を伺うことができたんですが、今、宇治市が使っておられる曝気装置の構造、そういうことについて、どのようなものか、またそういう方法について検討されたことがありますか。

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 今の開の浄水場につけております曝気装置ですけども、能力的には原水の90%は除去できる。トリクロロとかテトラですけども、10%は残る性能でものを据えております。ただ、若干経年変化等によりまして、その幅は少し大きくなるかもわかりませんが、当初つけておりますのは、今言いましたように、10%までクリアにして処理できるものを設置いたしております。

◆中路初音委員 今の性能についてはわかりました。だから、いろいろ原水が問題だというふうにおっしゃるけれども、原水がどんなに濃度が高くても、今の技術では、曝気処理によって本当に安全な、もちろん今でも安全なんですよ、ただ、原水がどのように変化をしても安全な浄水にして給水をすることができるということはおわかりいただけたのではないかなというふうには思います。その上で、いろいろ言うても、だけでも、その装置については老朽化をしていくということはありますよね。その老朽化をしたときに、どのように修繕なり更新なりをしていくのかということが課題になっていくというふうに思いますが、この間、先ほどのどのたかの、一番最初の参考人さんの話の中でしたっけ、ありましたけれども、この間言われているのは、ある一定規模以上の水を供給する場合に、府営水を使うよりも地下水を自分でくみ上げて浄水処理をつくって、装置をつくって給水をした方がずっと安くつくのというふうなことが言われているんですけども、そういう中

身については研究はされていますか。

◎桑田静児水道事業管理者 開の井戸水、今原水のことです。いろいろお話が出ているんですけど、原水をどこから取水すれば、問題となっているテトラとかトリクロロエチレンがなくなるかとか、どのようなエアレーションといいますか、曝気装置をつくれれば原水が大丈夫なのかというのは、いろいろあろうかと思えます。もちろん、規模の大きな浄水場をつくれれば、我々もそれだけ浄水単価は安くなるということでもありますけど、この開の浄水場に関しましては、確かに私どもも原水に問題がある、これはいろいろ先ほどからありますけど、私どもが一番最初に言っていますのは、環境基準、細かいあれですけど、国が定めた人体に影響を及ぼす、そういうものについては、その基準がございまして、そのような基準をオーバーしている原水は使用しない方がいいんじゃないか。より安全安心から使用しない。それと、ほかに老朽化の問題もございまして、単価の問題もございまして、地元でご説明させていただいていますように、6点にわたって私ども説明させてもらっています。その中の1つの理由が原水の問題でございまして。

水道部といたしましては、そういう形で総合的に判断して、この開の浄水場を休止し、府営水に切りかえると。確かにいろんな方法はあるかと思えます、原水をよくするための。ただ、これは地元でもお話もさせていただいているんですけど、開の運営につきましては、そのような設備を新たにしなくても、施設を更新しなくても、バルブの操作1つで安心安全な水が送れるようになっていきます。いろんな方法で原水をよくする方法はたくさんあろうかと思えます。先ほど申しましたように、特に開につきましては、そのような方法をとらなくても、安心安全で低廉な水が安定して供給できるような状況になってございまして、ご理解をお願いいたします。

◆中路初音委員 それは違うと思うんですよ。宇治市の水道部は、この間幾つか変わってきましたけども、最初は2つの理由をおっしゃいましたよね。老朽化に対するコストが要ると、これを更新するのにコストが要る。2つ目に水質が悪くなった。このことが休止の理由だったんでしょう。すぐに府営水に切りかえられるからというのは理由に挙げられていませんでした、最初は。12月21日の一番最初の議会への、これが理由ですよ、2つ。

その次に、地元で説明に行かれたときに、地元に対して地元用につくられた説明の文章の中では、1つだけ、理由は水質だけでした。なんですよ。だから、あなた方は地元に行かれたときに、何で開の浄水場を休止するかというと、水質が悪いからやと、こういう説明をされているんですよ。もちろん、その文章の中の一番最後に、12月21日に建水常任委員会に出された資料を添付されていますので、その中には理由の1つにコストが要るということは書いてあったんです。けども、開の自治会用につくられた、説明会用につくられた資料の中には、ただ1つの理由、それは水質です。だから、今になっていろいろ理由がありますねんと。しかも、いろいろ理由はあるけども、そんなこと検討しなくても

バルブ操作1つで府営水に切りかえられるからというふうなことは、それは詭弁というか、後からつけ足された理由ではないかというふうに思います。だから、それはもとに戻っていただいて、理由の1つずつを検証していかないと。そうでしょう。だから、今そういうふうに水質はどうかということを知っているわけですよ。でも、水質についてはいろいろやり方があると。けども、今の宇治市の水道部の中ではそういうやり方については検討をされていないわけですよ。メンテナンスもほかの浄水場ではいろいろやっているケーシングの掃除などもやっておられなかったわけですよ。だから、どんなふうに日常的なメンテナンスをされているかも実際にはわからないわけですよ。文書で書かれている分しかね。だから、3カ所と思っていたケーシングが5カ所やったりしたんでしょう。そういう中で、今いろいろ理由を、6つの理由をおっしゃるけども、その中の水質についてはやっぱりこれは違うんじゃないですかということをおっしゃっているわけで、今そういうふうに管理者がおっしゃるのは筋違いではないかというふうに思いますので。

それで、もう一つ、さっきエアレーション装置のことを言いましたね。地元の説明なんですけれども、地元の説明が、3回目のときに初めて、いろいろほかにも理由があるんだ、水質だけではないんだということで、コストのことなども言われ始めた。今おっしゃっている理由が6点ですね。その6点の中の今1つ目の水質の問題については、これは問題なのではないですかということをおっしゃっているわけです。

2つ目に、コストの問題なんですけど、これ、宇治市の理由によりますと、先ほど少し西川委員もおっしゃっていましたが、更新の費用に開の浄水場新設費用として2億1,100万円が上がっていますね。既設施設の更新にかかる費用、既設の施設を使っても、電気盤の更新と配水池の漏水防止工事と取水ポンプと加圧タンク、こんだけでも7,100万円かかるというふうにおっしゃっています。けれども、よそで聞いてみましたら、例えば向日市では、少し古いですけど、平成8年ですけども、ここは3分の2自己水を取り入れて、自己水の割合を上げようとしているところなんですけども、井戸を掘り直して、電気工事と導水管等を入れる。しれもその井戸は200メートルです。これだけ全部の費用、これは浄水装置はついていませんからね、井戸を掘り直してポンプをつけかえる、電気工事と導水管と、これだけの費用で全部で7,000万から8,000万しかかかってないんですよ。実際にこれで工事されているんですね。だから、私、余りにも宇治市の見積もりが……。そちらの方に申し上げました。開の浄水場は新設しようと思ったら2億1,000万かかるというふうに言われているんですけども、おたくの方ではどうなんですかと。既設の施設の更新で、電気盤の更新と配水池の漏水防止工事と取水ポンプとか加圧タンクと全部で7,100万円かかるというふうに言われているけども、これはどうなんやろう、このぐらにかかるんやろうかということをおっしゃったら、そんなかからへんの違いますかというのが相場だそうです。

だから、こういうふうないろいろな理由を挙げておられるけれども、老朽化をしているその施設の更新の費用についても、水質についても、宇治市がいろいろな理由として挙げてお

られる中身は、これは納得のいくものでは到底ないということなんですよ。府営水に余裕は確かにありますよ。府営水に余裕があるから、それはバルブ操作1つで変えられる、これはそのとおりですわね。だけど、今後の小規模浄水場を統廃合して、どのように宇治市の水道を19万市民に対して責任を持っていい水を供給していくのかと、そういう方針についても、全体の統廃合の方針などもまだ出されていないでしょう。去年の12月21日に開と槇島については休止をするという方針が出されました。けども、その後の部分については、どこをどういうふうに統廃合していくのか。どこで新しい井戸を掘るのか、そんなことについてもまだ調査もされていないし、方針は出されていませんよ。そういう中で、本当にこの開の浄水場を閉めることが効率的にも、地下水を守るという点でも、環境の点でも、防災の面でも一番いい方法なのかどうかということは、この説明では納得がとてできるものではないと私は思います。いかがでしょうか。

◎桑田静児水道事業管理者 まずコストの問題ですけど、工事の見積もりに関しましては、向日市さんがどのような形で言われているのか私はわかりませんが、少なくとも私のところの宇治市の水道部が見積もった数字については間違いないということでございますので。

それと、統廃合でございますけど、これもこの間、一般質問とかこの委員会とか、いろいろなお答えさせていただいていると思うんですけど、確かに今どうするかというのはございません。ただ、中長期計画でも35対65、65対35というのはございます。これはきちっと確保していこうということで、できるだけ早い時点でこのことに取り組んでいきたいということでは、この間ずっとお答えさせていただいていると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆中路初音委員 そんなことを聞いているんじゃないんですよ。それは知っています、私も。中長期計画でね。けども、具体的に、これからどこの浄水場でどういうふうにしていくのかということについては、まだこれから調査をされるわけですよ。そうですね。だから、開と槇島については、要は、今ポンプを変えたり施設の更新をする、そのための費用がかかる、だからもうここは統廃合してしまえと。ここはバルブ1つで府営水に変えられるから、府営水に変えたらいいやないかと。今後の宇治市全体の方針を全体として考える、そういう中ではなくて、小さい浄水場だから、適当にここは閉めても問題ないやないかというふうな形で簡単に決められたのではないかなというふうに思われてなりません。

その中身が、この間、前回の委員会でも私は、いつ方針をだれが決めたんですかということをお聞きをしましたけれども、余り明らかにはなりませんでしたよね。そういう中で12月5日というふうに言われているわけですが、これ、先ほども言いましたけども、今一番問題になっているのは、開ぐらいの500トンから600トンぐらいの給水をする

施設でも、大学でも病院でも百貨店でも、そういうところでも実際には府営水よりも自己水にした方が、自分のところで井戸掘ってやった方がずっと安上がりだからという、そういう理由で。そして、何かあったときに緊急時の対応として、先ほど参考人の方おっしゃいましたけども、私もちょっと聞きました。全国的にこういう動向が見られます。だから、府営水が余ってきている。そういうこともあります。そういう中で、契約した府営水のその水量に対して、どうやって宇治市がお金を払っていくのかという課題が残ってくるわけですよ。そういうことがあるので、安易に府営水に切りかえていこうやないかというふうな方針も出されていったのではないかなというふうにも考えられます。

私、そういう点では、本当にこの開ぐらいの浄水場でも、500トン、600トンあたりの給水量でも、本当に効率的にやっていくにはどうなのかという点も含めて、きちんと調査をしていただかないとこれはいけないのではないかなというふうに思います。地下水についても、どういうふうに汚染をされているかということについては、この間明らかになっていません。先ほど、怒りを込めて参考人の方がおっしゃいましたけども、もう何年も前から原水が汚染されているとわかっていたにもかかわらず、これについては原因が究明されていません。そのことを理由にいきなり言われても、これは実際には、けども今の浄水場ではきちんと給水されるような浄水処理がされて、給水できているわけですから、それは理由になりませんよね。だから、要は、更新のためにどれぐらいの費用がかかるのか、そのことが実際、府営水と比べてどうなのかというのは、やっぱりよそできちんと計算をしているように、宇治市でもきちんと調査をされて、19万市民にとって地下水の汚染についてもどうなのか、給水のあり方がどうなのかというのは、総合的に考えていただいて、本来方針というのは出していただいて、その上で市民に対して、宇治市は全体としてこうしていこうと思っているんだと、だから開についてはこうするんだという方向を出していただくのが本来のやり方ではないのでしょうか。

初めに、1個聞くのを忘れたことがあるんですけど、前回の開の地元説明会の中で、一番最初、環境省から指導を受けたとおっしゃって、それを撤回されましたよね。撤回をされたときに、京都府の保健所からと宇治市の環境部から指導を受けたというふうにおっしゃっていますけど、京都府の保健所もこういう原水については使用してはいけないというふうに指導されているんですか。されているとしたら、それはいつ、どこから、だれがされたのか、明らかにしてほしいと思います。

◎桑田静児水道事業管理者 自己水と府営水の関係でございますけど、これにつきましては、先ほども申しましたように、きちっとした形をつくらないとだめだと思います。それには、やはり安全で安心して、水道水を安定して、しかも低廉価格でどのような形で提供できるか、そのことも十分検討する必要がありますので、市内全体、どういうふうな形で、西宇治地域、東宇治地域もございましょう。どういう形でバランスをとりながら、65対35を維持していくかということ、早急に手をつけないとだめだということは、こ

の間もずっとお話もお答えもさせていただいていますので、これについては早急に手をつけてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします

◎小西吉治水道部長 経過報告の中で、11月13日に環境省が宇治市を含む府内5市2町の環境状況調査を行うと。それに伴いまして、環境サイドの方から、宇治市の自己水の原水で地下水を使っている部分の水質の資料を提出いたしました。その時点で、原水で環境基準を超えているものがあるということで、環境サイドから、こうした原水で基準を超えている水を使うのはいかがなものかということがありまして、そうした原水内の水質基準の部分、環境サイドが京都府の環境部門と協議をする中で、こういうふうな水は使うべきではないということがありましたよということで、環境サイドから聞いていますので、この11月13日から10日間ぐらいの間にそういうお話があって、市の環境サイドの方から私どもにそういう連絡がありましたということでございます。

◆中路初音委員 市の環境サイドから話があったということはお聞きをしました。私も府に確かめました、直接。私は建水の委員になってからしか確かめていませんので、ことしの5月の末以降ですけれども、確かめましたところ、府はそういうことは言いませんというふうにおっしゃいました。それは、宇治市の水道部が決めることであって、府は関与しないというふうにはっきりおっしゃいましたので、府はそういう指導はしないというふうに言われたんですけれども、府の方には直接は確認されていないんですね。

◆中路初音委員 さっき桑田管理者が答弁をされましたけれども、だからこそ私は、開も含めた浄水場について、全体の計画を立てた上できちんと説明をするべきではないかと。そういうものがないから、きちんとした幹になる方針がないから、開について、最初の地元に対する説明が水質だけであって、議会ではコストと水質やと言っているのに、地元には水質だけの説明をして、しかも17年間黙ってきたことを、そのときになっていきなりそういう説明をして、そして、次のときになったら、いや、コストもなんですと。3回目、4回目の説明会になったら、いや6つあるんですと。そういう態度というのは、やっぱり地元からは不信は招いても、なかなか信頼して、じゃ、聞いていこうかというふうにはならないんじゃないんですか。いかがでしょうか。

◎桑田静児水道事業管理者 議会の方にも、文面につきましては、コスト、それと水質、いろいろあります。地元の方に行きましても、そのようなことは議事録等には載ってございませんけど、我々、まず地元説明に入る前には、これこれこういうふうな理由でということ説明もさせていただいています。その中で、議論が水質の方になりましたので、水質のことだけがすごい取り上げられておりますけど、前段では説明もさせていただいています。そのようなやりとりをまとめまして、今、話をさせていただいています6点のことをまとめていっているわけです。もちろん、ポンプにつきましては、3月の初めにはこう

いうことはございませんでした。ポンプにつきましては3月の終わりでしたので、こういうことも新たに出てきたということでは説明をさせていただきます。

開と榎島につきましては、それぞれの浄水場にそれぞれの個別の理由がございますので、そのようなことから、榎島の浄水場と開の浄水場については、18年度末で休止という方針を出させていただいて取り組んできたところです。それと、65対35というのを我々はないがしろにしているわけでもございませんし、一緒にできていないことは確かに事実ですけど、このことにつきましては、先ほど申しましたように、市内全体、東宇治、西宇治、その方のバランスもございましょうし、どうしてやっていいか、安心安全で安定した水道水を低廉な価格で供給するにはどういう形をしたらいいのかと。これには時間がかかりますので、個々の浄水場が抱えている問題はそれぞれの問題として、まず整理といったらおかしいかもわからないですけども、休止をさせていただいて、時間のかかる問題につきましてはゆっくり時間をかけて、皆さんの理解が得られるような形で整理をしていきたい、取り組んでいきたい、このように考えているわけでございます。

◎小西吉治水道部長 先ほど、原水の基準を超えている部分については、府はそんなことは言いませんということがございました。当然、市は環境サイド、環境企画というところが、環境政策室がそういう部門に当たりますけども、京都府は、保健所も当然そういう部局になりますが、その中に環境サイドと福祉サイドがあります。福祉サイドの生活衛生、例えば本庁の衛生室というのは、水道の水質に関していろいろ指導を基本的にするところですけども、そこは、先ほど言われましたように、その水質についてどうこうというのは水道事業者が決めたらええと。当然そのところに、別に決めて、当然、安全な水を供給されたらいいんじゃないですか。私が言いましたのは、環境サイドから聞いたというのは環境サイド、例えば京都のその保健所の室長さんも、当時私が行ったときには、こういう水は問題でしょうねということがありました。市の環境サイドと府の環境サイドの話の中でそういう話がありましたということで、市の環境サイドがそういうことをきちっと言っていましたので、府からもそういう話がありましたということで、今まで言ってきたつもりでございます。

◆中路初音委員 最初の桑田管理者の話ですけども、私は、だからこそ開の浄水場を、もし今、機械更新して使ったとしたら、本当は幾らかかるのか、それをきっちり明らかにする。そして、これについては出しておられるけれども、よそとは全然違う数値なわけですよ。全国的に見れば、私1人だけじゃなくて、ほかのところにも聞きましたが、宇治市が出している数字というのは、2倍から3倍高いんじゃないかというふうにおっしゃいました。これは、先ほど言った地下水の専門家からもそのように言われました。少し話が大きいとしても2倍、こういうふうにおっしゃっています。何か、これは電気系統の中央監視システムとか、そういうものを一緒につくったらこれぐらいの数値は要るやろう

と。だけでも、そういうものをつくらなくて、ただ更新するだけなら、とてもこんな費用はよそではかかっていませんよというのがよその数値でした。だから、これは一応知っておいていただいた方が本当はいいと思います。

それで、そういうことを勘案もして、そして、例えばこれからよその浄水場で井戸を新しく掘る場合、自己水の割合を高める場合、そういう場合に一体どれぐらいかかるのか。そのときにもしも、いや、よそではやっているけども、宇治市では高いということやったら、それは精査をする必要があるんじゃないですか。それで、しかも宇治市内のほかの浄水場で自己水を高めるために新しい井戸を掘ったりとかする、その費用と比べてみて、本当にどうなのかということもまだ検討もされていないわけですよ。その上でもって、本当にどうなのかということが言われないと、ここに書いてあるものだけではなかなか判断はできません。

そういうこともあるし、先ほどの小西部長の、私が聞いた担当官と部長が聞かれた方が別のことをおっしゃっているということになるんですけども、それはやっぱり公式には原水の使用基準は、これはまずいですねというのはどこにもないんですね。これは私も確認しました。しかし、原水はありません。だから、これは宇治市が宇治市独自の判断で決めているんですね。原水にこういうものがあつたら使わへんと。だけでもよそでは、例えば高槻や大阪のところでは、地下水を保全するために、わざわざ地下水の流水調査をして、その中でテトラクロロエチレンやトリクロロエチレンがたくさん流れている濃度の高い、そういうところをわざわざ掘って、その水を浄水して、それを市民の方に給水されているんですよ。なぜかという、浄水には自信があるから、それは技術的にできるものだから、そのことによって地下水の汚染がとめられるということで、そこまでやっているところもあるんです、実際に。だから、私はそこまでの、今、技術革新ができているんだと、そういう段階で、私、宇治市にそういうことをせえとまでは言いませんよ。だけど、この原水を使ってはいけないという基準がどこにもないのに、宇治市だけがそういう基準を設けて、実際に供給している水は安心安全な水を供給されているのに、結局、更新のための費用が高くつくということを言われて、よそと比べれば、それももっと安くつくかもしれないのに、そういうことも精査をされなくて、実際には宇治市の決めた方針だから、これはわかれということ住民の方に押しつけているというふうにやっぱり見えます。だから、住民の方が説明会の中で最後に、さっきおっしゃっていましたが、白紙撤回を求めますと、そのことを水道部自身で、水道部全体でもう一度検討してもらえませんかというふうにおっしゃるのは、非常によくわかるというふうに私は思います。そのことは申し上げておきまして、とりあえず終わります。

◆**向野憲一委員** きょう初めて参考人という形でお話を聞かせていただきまして、この間、宇治市が本当に強引なやり方で、住民の理解を得るということでなくして、決定したことを押しつけるという内容というのが明らかになっているというふうに思っています。前回



の委員会のときに継続審査になりまして、それから宇治市のホームページを見ますと、市長の窓というのがあります、その中で市長はどういうことを言うかと言いますと、請願が出されたその中身についても、最初に参考人が言うておりましたけど、要するに、議会全員の同意を得たということを行いながら、その内容について、その内容というのは住民の理解を得る、合意を得る、そういうことについては全く触れていないという中身で、市長の部屋という中に書かれております。そして、継続審議ということに賛成をした3名の議員に対しても厳しい批判を入れているということで、単なる市長のひとり言では、これはおさまらない中身ではないかと、改めて議会の決定や運営に対してこういう形で意見を出すということについては、これはやめてほしいというふうに思いますので、今ありますホームページの中から削除するように強く求めておきたいと、まず最初に申し上げておきます。

それから、これまで随分議論がされまして、重複する部分もあろうかと思っておりますけど、請願の趣旨の中で、項目としましては、**開浄水場**の一方的な閉鎖はしないでいただきたい。その中に、地下水の水質悪化が進行、体質改善の見込みは立たないという水道部の見解。こうした中で、やっぱりこの原因を明らかにして対策を講じると。これは別に水道だけの問題ではなくて、行政が果たす役割だというふうに思うわけですが、その点についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

それから、中路委員の方からも、新規に井戸をつくる場合に2億1,000万程度かかると。これについて何を裏づけとして出しているのか。そのことについては明確な答弁もありませんし、その根拠となるものを示していただきたいと。

それから、自己水の比率を今後も維持するというので、2月に出されております地方紙の中では、「西小倉で新たな水源を調査」と。これについてはどこまで進んでいるのかということとあわせて、何で今ある大切な地下水源をなくしてまで、新たに膨大なお金を投入しなければならないのか。それこそ効率的にも経済的にも無駄なことではないかというふうに思うわけですが、それについてのお考えをいただきたいとします。

とりあえず、その中身で答弁をお願いします。

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 **開浄水場**の新設をする場合の費用でございますが、おおよその内訳を申し述べます。深井戸一式といたしまして約6,500万、これはパイ400の井戸で、深さは200メートルを想定しております。配水池につきましても一式といたしまして3,500万、この配水池の大きさは、現在の配水池と同規模程度、約380立米と考えています。あと、ポンプ操作盤一式といたしまして2,000万、加圧タンク一式として2,000万円、ポンプ棟の建物一式といたしまして2,700万、そのほか配管とか流量計、また高圧受電盤、変圧器盤、配水のポンプ、テレメーター等で約4,400万で、総合計といたしまして2億1,100万を想定しています。

以上でございます。

◆向野憲一委員 何を根拠にしてそういう数字を出しているのかということです

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 見積もり等を参考にいたしまして、積算はいたしております。

◎桑田静児水道事業管理者 水質悪化が進行しているという点についてお答えさせていただきます。この原因を明らかにし、またその対策をすべきじゃないのかということですが、これもずっとお答えしているところなんですけど、この件につきましては、環境部局の方で特に水質の調査、地下水の調査につきましては、ご存じのように、京都府の環境サイド、衛生サイドが行っております。市の窓口としましては、市の環境サイドでございます。この環境サイドが原因を明らかにし、対策をするというふうになっています。もちろん水道部としても協力できるところは協力してまいろうと思っておりますけど、水道部が直接原因を調査し、その対策をするという形にはならないと考えておりますので、この点をひとつご理解をお願いいたしたいと思っております。

今ある資源、施設を利用するということでございますけど、当然、使用できるものについては使用したらいいと思うんですけど、先ほど中路委員さんのときにもお答えしましたように、槇島浄水場、開の浄水場には、それぞれの個別の理由がございます。そういう理由から、この施設については休止というふうなことをご説明をさせてもらっていますし、35%の自己水の確保につきましては、先ほどから申していますように、市内全体を踏まえて調査し、検討し、いかに安全で安心な水を安定して低廉に提供できるか、このことはしっかりと調査もし、時間もかけて検討し、一番宇治市にとって有利な方法を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎桑田静児水道事業管理者 順次お答えいたします。

まず1点目の原水の問題でございますけど、この点につきましては、先ほども申しましたように、地下水の汚染の問題につきましては、これはどこまで行っても環境サイドの問題なんです。ただ、水道部として協力できることにつきましては、私どもも十分協力をしてまいろうと思っておりますけど、水道部が先頭を走りながら、この地下水の問題を、具体的に申しますと、開のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの問題を水道部が先頭になってこの問題を解決するということにはならないと考えております。よろしくをお願いいたします。

それと、曝気装置のこともございますけど、開の井戸はご存じのように深井戸でございます。150メートルと申しましたけど、実は120メートル。深井戸の場合は、普通の表面の井戸であれば、川の水と同じようにその水位でとまりますけど、流れていくんですが、深井戸の場合は被圧水といって圧力がかかっています。すべての層から、水が流れて

いる層から圧力がかかっていますので、水が出ても、例えば100メートルのスリットから出る水は100メートルのところにとまるわけじゃないんです。圧がかかっていますから、ずっと上がります。現に開の水位は30メートルぐらいかな。地表面から30メートルぐらいまで上がっています。スリット、いわゆる水をとっている層域なんですけど、もっと低いです。それだけ圧がかかって水が出ています。当然、確かにポンプの近いところの地層からの水が多くなるというのは想像はできると思います。ただ、申しますように、圧がかかって井水が出てきていますので、いろんなところから、いろんな層から水が出てきますので、このポンプの位置を多少変えたからといって、我々はその水質がどうこう変わるものではないということ考えております。

新たな井戸は無駄ということをございますけど、先ほどから申しますように、例えば宇治浄水場でもそろそろ井戸がどうかというふうなところもございます。そこを例えば、井戸を更新するときに、多少大きな井戸を掘るとか、深く掘るとかということで、現在の取水量をより多くするという方法もございますので、いろんな方法を考えながら35%、なるべく費用をかけないで35%を確保していきたい。このように申しておりますので、ご理解をお願いいたします。

◎小西吉治水道部長 ご質問のお答えではございませんが、今、平成9年なり平成17年なりの例を出されまして、4億5,000万の無駄と、こういってございましたが、17年を見ますと、ちょっと今、電卓を持ってきておりませんが、733万トンが残量として結果的にあつたと。これの43円でございますので、3億少しかなと。平成9年のときは、617万6,000トンということで、この時点では基本料金は37円ということで、約2億少しかなというように思いますので、4億何がしという数字は少し大きな数字になっています。基本的にここにかかります基本料金は、年間の協定水量にかかると。従量料金につきましては、使いました水道のトン数にかかってくるということですので、ご理解をお願いします。

◎桑田静児水道事業管理者 料金について私の方からも。この協定水量1日6万2,800トンというふうに資料の方ではなっていますが、これは1日の協定の水量でございます。確かに平均しますと、現実的にはかなりもっと低いです。ただ、例えば電気でも、ご存じのように、夏場、例えばお盆のころの甲子園大会、高校野球が集まったときに、一時的にすごい電力量がピークになることがあります。電力会社はそのピークに合わせて、いろんな施設も用意をしないとだめなんです。そのようなことで、水道においてもそうなんですけど、日の協定水量、日の平均水量としましたら、かなり少なくなりますけど、これは6月議会でもお答えさせていただいたんですけど、水の使用量が一番多いとき、6月から9月にかけてですけど、1時間当たり2,600トンという数字を京都府から水道水を供給していただいています。これを単純計算すると、6万2,400トンというふうになっていま

す。ただ、委員もおっしゃられるように、年々水の需要も少なくなってきました。これが今後ずっと続くかどうかというのは、多分下がっていくんじゃないかと思しますので、この点については我々も今後どうしたらいいのか、よりいい方法を検討していかないとだめだと思っていますけど、現実、現在の数字ではこういうことですので、協定水量が特に多いんじゃないかという見方もございましょうが、こういう数字もあるということをご理解をお願いしたいんですけど。

◎辻本貞雄浄水管理センター場長 工事費の件でございますが、工事につきましては、コンサルさんから資料をいただいたものを参考にし、また昭和53年度に当 **開浄水場** ができているんですけども、その試算台帳当も参考にしながら、工事金額を概算はじいております。

◆向野憲一委員 工事費用の関係については、専門家の話とか、あるいはまた業者の話とか、実際にやっているところの話とかを聞きますと、随分と差があるんですね。きょうも市内の業者で、ただ管の大きさと深さと、それで見積もったらどれぐらいかということで、この40と200ですか、それで見ると2,500万ほどで可能じゃないかと。実際、ほかの自治体でもこれだけの数字というのはちょっと考えられへんということは言うておりますので、だから実際にどれぐらいの工事で最近はやられているのか、そういうこともきちんと出しながら、説明の折にはもっと実態に見合った数字を出すというのが必要だというふうに、これは指摘だけしておきたいと思います。

それから、京都府営水の関係で部長の方から説明がありました。僕の計算、ちょっと間違っておりました。43円だけ掛けるというので、少し金額変わりますけど、それにしても10年間で30億を超えるような額が無駄になっているという実態があります。それについて管理者の方からはその説明をされておりますけど、実際上は、だからといってその契約を変更するのに、減らすのに、そんな簡単にできるのかということがあろうかと思うんです。だから、1日の最大量を一定それに見合うように見込んで計算をして、そして府との協定については大体維持できるようにしているのがこの間の実情じゃないかと思うんです。そういうことから考えても、やっぱり経済的、効率的というならば、そういうことも含めて、新たにつくる、それよりも今あるところをもっと有効に活用すると。

400ミリの管ですと、その中に揚水管をまた入れることが可能なんですね。そしたら、新たに掘るといふのじゃないので、もっともっと安くつくということは、今の最近の中では当然視されていることなんです。だから、そういうことも含めれば、本当に安い金額でつくれる、更新できるというのが当然研究もされておろうかと思しますので、実態としてはそういうことがあります。だから、開の浄水場については、仮に更新をしてもそんなに費用はかからない、そういう中でいかに地下資源を大事にするかという観点がもう一つ当局の方に欠けておりますし、曝気装置の技術で十分可能、ゼロに近くなるわけですので、

本当にそういうことをやりながら、もう一方では、管理者は地下水の環境汚染のことに關して、先頭になって改善を求めるようなつもりはないというふうな答弁ですけど、管理者がそういうことを言ったら、そしたらどういうふうになるんですか。だから、水道部が中心になって環境サイドを動かして、その汚染源を調査して対策を講じるということが必要じゃないかと思うんですけど、そういう姿勢がないというふうに言われたんでは、これは住民の意向からも市民の意向からも、そのことは納得できない発言だというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

◎桑田静児水道事業管理者 少し私の言葉が足りなかったのかもわからないですけど、私は何も、言わせてもらっていますように、水道部としてできることは十分やらせていただきますということは、この間ずっとお答えさせてもらっています。ただ、水道部が先頭を切って、この原因は何だ、何か調査をするとか、その原因がわかったときに対策をどうするかということ、水道部としてはできませんということ。ただ、そういうことがなるように、我々としても水道部として何ができるのかということ、十分やらせてもらおうと思っていますので、何も水道部が絶対地下水の、具体的にはテトラとかトリクロロエチレンの問題について、水道部は一切関知しないということを申してはいませんので、ご理解をお願いいたします。

◆向野憲一委員 そうは言っても、経過を見れば、平成2年に、先ほどもありましたけど、浄水で基準を超えるテトラクロロエチレンとかそういうのが検出された。そういう中で、住民にも知らせないままに曝気装置をつけて対策を講じて、結局17年間市民には知らせないままに、結局対策も何ら講じないままに、対策というよりも汚染源の調査とか、あるいはまた、それへの対応ということ、結局やってこなかったじゃないですか。今やる姿勢は持っていると言っても、この十数年間だけ見ても何も対策をとろうとしていなかった。そうした中で、環境基準を超えるということで、それを市の方針、効率化という中で、これ幸いということでやったのかどうか別にしまして、原水の基準を設けて廃止をしていこうというやり方については、これはどうしても納得いくものではありませんし、改めて開浄水場の取水口から、どこの地下水が量的にも原水としての汚染度が、そういうのも改めて調べて、それで地元に戻してみても、これやったら無理やなというのであれば、そこで判断するというのはわかりますけど、まだこれは話し合いの余地というよりも、市がそれ以前にやらなければならないということがたくさんあると思いますので、その点、再考をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

◎桑田静児水道事業管理者 まず、地下水の汚染のことをございますけど、確かに平成2年に水道水の暫定基準ということで、それをオーバーしたからということから、平成3年

に曝気装置をつけています。平成2年に当時の水道水、浄水としての暫定基準をオーバーしたからということで曝気装置を設置しています。平成4年に水道水としての暫定基準が正式な基準になりました。地下水の環境基準につきましては、平成9年に定められています。たしか私の記憶では間違いないと思いますけど。この間、昨年平成18年度ですけど、この間、水道部と環境サイドの方でどういうやりとりがあったかということがございまして、この間、この10年間のことにつきまして、環境サイドと水道部との間で、そのような横の十分な連絡がなかったということは、これは以前もおわびもしていますし、今後はこのようなことがないようにということで取り組ませてもらっていますので、私どもとしましては、平成2年当時につきまして、当時の水道部の方が地元にもどのように話をされたかというのは、私はよくわかりませんが、少なくとも当時の環境サイド、平成2年、平成4年では、環境サイドとは特にお話をする内容ではなかったんじゃないかなと思います。もちろん、もっとも環境サイドの基準がどうであろうと、そのときにすればよかったのかもわかりませんが、地下水としての環境基準は平成9年からでございます。

原水の汚染度でございますけど、中路委員さんのときもお答えさせていただいたんですけど、原水の汚染度をクリアするのはいろんな方法があると思います。現実でございます。ただ、私も先ほども申しましたように、この開につきましては、そのような費用をかけなくても、費用を投入しなくても、安心安全な水を供給できるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

◆**向野憲一委員** それを言い出すから、地元が余計反発するんですわ。そうでしょう。最初から、そしたら、基準値とかいうのは後からのつけ足しで、水道部として、宇治市として、あそこはなくすんやと。それはバルブ1つの操作でできるというのが最初にあるんでしょう。だから、それを言い出すというのは、そこに本音があって、開の浄水場をなくすということについては何か理由をつけんならん、その理由は何や言うたら、水質のことを言うているんじゃないですか。今どこの自治体の水道局でも、浄水に問題がなければ、これは自信を持って進めているのがどこの自治体でもそうです。宇治市は違うんですか。先ほどの説明書の中でも浄水に自信持っているでしょう。原水については、中路委員も言いましたけど、大阪の方のいろんな川や兵庫県や新潟とか、いろんなところで農薬汚染がされたり、工場排水で化学繊維とか、いろんな合成洗剤が入ったりして、本当に汚染されている。その原水の基準でクリアできないということになったら、それは全国で本当に多くのところで水道自体が使えないということになるんですよ。そういう条件がある中で、何で宇治市はバルブ1つで、それで上水が使えるから閉鎖してもいいんだと、そういう考え方になるんですか。

◆**向野憲一委員** 繰り返しになりますけど、今、琵琶湖の汚染とか河川の汚染とか、そういうことで本当に、この間、京都市の水道で環境ホルモンが検出されたということで大き

な問題になりましたが、そういうのはこれからどんどん出てくるんです。宇治川の水がそういう形で、今でも汚染されていますよ、検出されているんですから。だから、そういう中で、これもだめとなったら基準を変えるんでしょう。だから、本当に必要なのは、安心な浄水をいかに安く住民に提供するか、そのための地下水というのはいろんな面で有効で、今、大切な資源になっている。そうした中で自己水を少しでもふやして、無駄な何億というようなお金を本当にほかすようなことを一方でやりながら、こういうことはやめるべきだというふうに思います。

以上です。

◆**鈴木章夫委員** 一、二点だけお聞きしたいんですけども、今、市の水道部の一定の方針というのを何回も発言もされているわけですけども、より安全で安心な水を供給していく、そういう責務があるという立場で、そういうより安全安心な水を供給したいという、そうしたことは私、非常に理解できるんです。地下混入しているテトラとかトリクロ、そうした物質が、いただいた資料の中では、棒線グラフといますか、折れ線グラフに出ているんですけども、テトラクロエチレンはそう変化はございません。これは浄水にしても原水にしてもそうなんですけれども、トリクロロにつきましては、10年ぐらい前からずっと、グラフにしている図を見ますと、多少の上限はあるにしても、年々というか、年度ごとにやはり非常に数値が上がっていると、こういう実態を資料からも見てとれると、このように私は判断しているんですけども、それについては間違いないでしょうか。

それと2点目に、発がん性の疑いの物質ということで、テトラ、トリクロをそういう表現でされているんですけども、これはいろんな資料もあるんですけども、愛知県の衛生研究所、トリクロロエチレンに汚染された地下水ということの中で、これらの有機塩素系溶剤の多くは発がん性等が疑われていると。したがって、これらの溶剤を高濃度に含む井戸水等を長期間飲用した場合には、健康に何らかの障害が発生するおそれがあると。そこで水道法では、下の表があるわけですけど、いわゆるトリクロロエチレンでは基準値は0.03ミリグラム以下、そしてテトラクロロエチレンは0.01ミリグラム以下と、こういう表なんですけど、このような水質基準を設けてこのような物質が水道水に混入することを取り締まっていますと。したがって、水道事業者が供給する水道水を飲用している方は全く心配ありません。しかしながら、個人で井戸を所有し、それを飲用に用いている人にとっては問題となる可能性も考えられるというようなことがございます。そうしたことを見ておきますと、浄水におきましては環境基準を十分に曝気等の処理をして、安心安全な水として供給しておられる、これはよく理解できます。しかし、原水においてもやはりそういう疑いがあるということで、レベルを上げられて、原水において環境基準値をオーバーしている場合には、この原水は用いないようにしていこうと、そういう意味での安心安全な水を供給する意味もあるという、そこら辺が非常に私は大事なことだと、このように思うわけでございます。

その辺のこと、それから3点目は、総トリハロメタンが府営水には非常に多くあるというような表現をされていまして、非常に危険であるように私、今、受け取ったんですけども、この辺のことについてお聞きをしたいと思います。

その3点でございます。

◎加藤正浄水管理センター主幹 まず1点目の、原水のトリクロロエチレン等の数値ですが、グラフでお示しましたように、近年の方が最大値が大きくなっておりますので、水質の悪化は進んでいるものと判断しております。

それから、3点目の総トリハロメタンのご質問ですが、今こちらで話しておりますトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンというのは、先ほど参考人の方も言われておりましたが、国際がん研究会のところのグループ分けの中でグループ2Aに入っております。トリハロメタンに関しましては、グループ2B及びグループ3に分類されておまして、発がん性があるかもしれないという分類となっております。

◆鈴木章夫委員 今ご答弁いただきましたように、トリクロロエチレンの数値については年々数値が上がっているということを提供いただきました。そうした点から言っても、やはり今、水道部の方針を固めて進めていこうとされていることについては、多くの市民の理解を得られる提案ではないかと、このように思います。いろいろお考えはあろうかと思えますけれども、基本的なそうした面をしっかりと市は訴えていただいて、多くの市民の安全、健康をしっかりと守っていただきたいと、このように思います。

以上で終わらせていただきます。

◆西川博司委員 まず、コスト計算の根拠となっている計算式、休憩中に聞いたらこれだということで、この数値があるんですけど、開浄水場、宇治浄水場、西小倉浄水場、槇島浄水場、神明浄水場、奥広野浄水場、それから府営水道ということに分けて、原水及び浄水費とか、配水及び給水費等を大きく分け、またその中で給料、手当、賃金、報酬、法定福利費とか、旅費、消耗品費、燃料費、水光熱費等ずっと挙げておられて、割り振られているわけですけども、これを見ていると、どうもおかしいんですけど、例えば開浄水場が原水及び浄水費でいいますと、給料が476万4,838円、宇治浄水場が952万9,675円、宇治浄水場の半分なんですね。この割り振りはおかしいんじゃないかと思うんですね。規模の少ない小さいところは余計かかるとは言いながらも、やはり割り振り、これは配水量で割り振っていくべきじゃないかと思うんです。宇治浄水場は1万4,891立米/日、開浄水場は705立米/日と、こうなりますと、宇治浄水場の21分の1にならなあかんわけですけど、府営水の場合はこれでいきますと60分の1となります。府営水の場合は、原水及び浄水費はかかりません。これはわかります。しかし、配水及び給水費とか、業務費、総務費等にはかかってきます。その配水及び給水費でも、給料でいきますと、宇



治浄水場の2分の1が計上されてあります。それから、府営水道の8分の1なんですね、これもおかしいんです。府営水道は、開の場合は60分の1と、水量でいきますとね。スケールメリット等があるからもう少し、60分の1じゃなくて、55分の1とか、そういうのになるのはわかりますけども、60分の1の配水量しかないのが8分の1しか割り振ってないというのはおかしいんじゃないかと思うんですけども、どうですか。これをちょっとお聞きします。

それから、エアレーション工事のことで参考人の方からもお話がありました。平成2年にエアレーション工事が行われたわけですけども、このときの原水で基準を上回ったと。急遽エアレーションを取りつけるということでされたわけですね。このことは速やかな対応ということで大変いいことなんですね。だから、超えたけどこういうふうにしますから安心して下さいという、そういう説明をすれば納得していただけるわけですけども、それをせずに、浄水量が低下したから工事すると、こういう説明をされたので、地元は廃止されるんじゃないかという危機感を持たれて紛糾したわけですね。あなた方、そのときそういう立場になかったから、そういう面ではわからんことかもしれんけど、ポストを引き継いでおられますから、そういう面では責任があるわけですね。そこらは考えてくださいね。

それと同じように、今回でも原水で値を超えているから、問題があるから廃止しますと、こう結論になっているわけですけども、原水と給水、浄水した水と混同して説明しているから問題があるわけです。くみ上げた水を、とった水をそのまま送ってよいんだったら、何も浄水場は要らんわけですわね。川からくんでそのまま飲んだらいいわけですわ。ところが、それではいかんから、水道施設があって、浄水しているわけですね。ろ過したり、府営水でいえばオゾン処理をしたり、活性炭を投入したりということでやっております。開の場合は、それは平成2年まではやらはって、ポンプでくみ上げた水に塩素滅菌して送ったらそれでよかったわけですけども、この水質基準等が出てきて、当時は暫定基準でしたけど、その中で超えたということで、急遽エアレーション、曝気をすることによって安全な水になっているわけです。そういうことで来ているので、これは混同して説明すれば余計ややこしくなるので、これはきちっと分けて説明をしていただかなきゃならないと思います。このことは指摘させていただきます。

それから、総トリハロメタンですけど、トリクロロエチレンとかは危険と言われていまして、これはグループAとか、疑いがあるという内容ですけども、総トリハロメタンの方がより危険度が高いわけですね。6月27日の委員会でもそのことについては指摘をさせていただきました。開の場合は0.01ミリグラム／リットル未満ということで、この基準でいっても検出されない水になっております。これが府営水の場合は0.01から0.02ミリグラム／リットルという数値が出ておりますし、開以外の浄水場でも府営水よりも低い数値を示しているということで、自己水の方がより安全だということが言えます。このことについてはどのように考えておられるのか、お聞きします。

以上。

◎小西吉治水道部長 先ほどの原価計算の給水原価の中身的なご質問をいただきました。その中で、コスト計算で、府営水の部分が異様に低いのではないかとというようなこともございました。このお渡しをしています原水及び浄水費は、基本的に市のおおの浄水場を管理するために8人の職員がいます。小さくても大きくても、基本的には職員の配置が必要やという考えのもとに、小さいところには1人、大きいところには2人という配置で計算をしております。府営水につきましては、当然、山城の宇治浄水場から下居の配水池に行きます。その時点で、来ましたら、その時点から次は宇治市は配水及び給水費という形でその水を出す。この配水及び給水費の中に、また職員は16人おまして、府営水がまた65%、35ということはありませんけども、府営水、自己水、送るのに、おのおの人数の、**開浄水場**なり小さいところは1人、ある程度規模の大きいところは2人、府営水のところには8人という形のおおの比率をしまして、量の計算をしております。西川委員が言われますように、おのおの配水量なり給水量で計算しますと、全部の単価は基本的に一緒になります。そういうことになりますので、理論数値として、こういう小さいところは高いですという形がわかりやすいようにということで、数値を出させていただきました。

◎加藤正浄水管理センター主幹 先ほどのトリハロメタンのご質問ですが、先ほどの鈴木委員さんのときにもお答えしましたが、国際がん研究会のがんのリスクの分類によりますと、トリクロロエチレン、それからテトラクロロエチレンはグループ2Aに所属しております。恐らく発がん性があるというグループに入っております。総トリハロメタンの中にはクロロホルム、ブromोजクロロメタン、ジブromojクロロメタン、ブromojホルムの4種類の項目が含まれておりますが、クロロホルムとブromojクロロメタンはグループ2Bで、トリクロロエチレン等の1ランク下になっております。

それから、ジブromojクロロメタン、ブromojホルムにつきましてはグループ3になっております。発がん性を分類できないというところに入っております。ですから、総トリハロメタンにつきましては、すべてトリクロロエチレン等よりも毒性というか危険性が低いものと判断しております。

◎桑田静児水道事業管理者 ちょっとわかりにくかったと思いますので。総トリハロメタン、先ほど申しましたように、国際がん研究所、これはWHOの外部組織でございます。この中で位置づけられていますのが、先ほどグループの2Aとか2Bとか出ましたけど、この総トリハロメタンはグループの2Bから何もない3ということで、この2Bというのが、発がん性があるかもしれない。グループ3というのは発がん性を分類できないということで、加藤主幹が言いましたのは、トリクロロエチレンがグループ2A、テトラクロロ

エチレンがグループ2Aでございましたので、恐らく発がん性があるという内容から比べると、総トリハロメタンの方が物質としては発がん性のリスクは弱いということを説明したわけでございます。だからと言ってこれがたくさんあっていいというものではございませんけど、国際がん研究所はこういうふうな分け方をしているということでございますので、ご理解をお願いします。

◆**西川博司委員** 私、府営水が危ない、危険だとか、そういうことを言っているんじゃないくて、危険でないように浄水して送っていると、浄水場というのはそのための水道施設だと。そのときに、浄化するに当たっての費用が安く済むか、高く済むかと、こういうことになりますと、開の場合は安く済んでいるわけですね。それをわざわざ休止する必要はないと。中に1つ原水でこういうのがあったら、これだからこれを見てみる、危ないと、こういう論理はおかしいと。送っている水は安全なんですからね。そのことを言っております。

それから、総トリハロメタンについてもそういうことで、これは大きな水質の指標になっておまして、これは開の場合は0.001ミリグラム／リットル、府営水の場合は0.01から0.02ということになっておりますし、そういう面からいっても、危険とか危ないとかじゃなくて、浄水するに当たっての費用が安く済むということで考えていただきたいと思えます。そういうことで、開の方が水質が問題あるということについては当たらないということを引きちと指摘させていただきまして、休止についてはおかしいということ述べさせていただきます。

それから、単価ですけど、どこでも同じだと。理論上、小規模浄水場は1人、大規模浄水場は2人、それから府営水の場合は8人と、こういうことですが、それはおかしいんじゃないですか。そしたら、**開浄水場**が1人配置されているんですか。されていないでしょう。それから、浄水場はそういう理論上ということになるけども、そしたら、配水及び給水費はどうなんですか。管路を維持管理するのに、開の1に対して、宇治浄水場では2倍だと。それから、府営水のところは8倍要ると。そんなんじゃないでしょう。これこそ本当に配水路、正確に言うと給水管路の延長で割り振らなあかんわけですよ。けど、延長ではなかなか難しいから、配水量で割り振るのが妥当だと思うんですけどね。業務費にしても、検針したり、料金徴収したりということだと思います。総務費は全体にかかる費用ですね。そういうようなものをそんな分類したらおかしいんじゃないですか。どうですか、それ、ちょっと教えてください。

◎**小西吉治水道部長** 先ほども申しましたが、おのおの、例えば浄水場は大きくても小さくても基本的には本来要ると。たまたま今、自己水で管理をしている部分が、今現在でしたら、宇治浄水場を含めまして5カ所があります。宇治浄水場に職員は8名おりますが、実際には、もしも**開浄水場**しかなかったら、当然1か2かという形になってきますので、

8人のうち1人をそこに当てて、理論計算をいたしました。配水及び給水費というのは、例えば管路の管理をするために16人の職員がいます。府営水と自己水を折半しまして、おのおのの部分に割り当てをさせていただいています。それから、業務費につきましては、当然、府営水の水もとりますので、全体で15人ほどいまして、おのおの部分で按分を、例えば一定最低のラインが要するという理論のもとに作成をさせていただいたと。総経費もその形の経費をそのまま掛けましてやっただと。おのおの費用につきましては、人件費以外のおのおの費用が、配水量的な案分がいいのかなということで、その他の経費につきましては、実績で出せるところは出しておりますが、一般的な経費が具体的に出せない部分については配水量で計算をさせていただいて、ここに出しているという状況ですので、よろしくをお願いします。

◆**西川博司委員** 納得できないですね、これは。そしたら、配水及び給水費、16人で分けると言われましたけども、そうじゃないでしょう。これは管路の維持管理だから、配水課とか工務課とか、そこらの職員も割り振っているわけですよ。浄水場だけでやっているわけじゃないですよ。浄水管理センター職員とか嘱託さんだけでやっているわけじゃないですよ。これこそ本当におかしいですよ。それから、もう一つの原水及び浄水費にしてもおかしいと思います。確かに開とか奥広野、これは無人ですけども、嘱託さんとかが回ったり、職員が何かあれば行く、それからテレメーター監視ということですから、それは無人でもその部分は何ぼかかかります。しかし、2分の1じゃないでしょう。それはおかしいと私は思いますし、これ、論争してもずっと延々に続きますのでこの辺で終わっておきまして、おかしいということを指摘させていただきます。

◆**中路初音委員** 先ほど管理者が私の質問の最後におっしゃった、3月5日の説明会でちゃんとコストの部分についても説明しているということをおっしゃいましたが、私が言ったのは、3月5日の説明会で住民向けに出された資料には、休止理由は水質の1つしか書いていませんよということを行っているわけで、それはやっぱりおかしい。理由がころころ変わっているのか、それとも、議会には12月21日の時点で水質コストと理由を上げているけども、住民にはコストは言わんと水質だけ言うて報告しているのか。だから、そういうやり方についてはやっぱりおかしいということは、これは指摘にとどめます。

もう一つは、先ほどから議論になっている総トリハロメタンとテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの問題なんですけども、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンは、先ほども私が申し上げましたように、原水に出ても、これは曝気処理でほとんどなくすることができるんですよ。ところが総トリハロメタンは、浄水処理過程の塩素殺菌処理において、原水中の有機物等の処理で分解、塩素化して生成するんですよ。だから、総トリハロメタンはいろいろある、先ほどから加藤主幹もおっしゃっている、有機物を浄水処理する中で総トリハロメタンは生まれるんですね。だから、この間、総トリハロメタンは

わずかずつではありますけれども、府営水の浄水でふえてきていますよ。その中のクロロホルム、総トリハロメタンの中のクロロホルムがほとんどだと言われてはいますが、さっきおっしゃったクロロホルムだって、平成9年度では0.006だったものが平成13年度では0.008になって、18年度は0.009ミリグラム／リットルですよ。だから、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンは曝気処理でなくせる。だけど、この総トリハロメタンは塩素によって浄水処理をすることによってこれからもふえていく可能性はあるわけですよ。そのことは指摘をしておきます。

私が聞きたいのは1点、最後の説明会で、いろいろ地元からこういうことを次の説明会で出してくれと、説明してくれ、回答してくれというふうにおっしゃられている宿題があると思うんですけども、これについては次の説明会で説明なりしていかれる予定になっているんですか。それだけ。

◎小西吉治水道部長 当然、前回の9月8日の説明会の中で、地元の方からいろいろご質問なりもいただきました。当然、こちらの方で質問をいただいて回答しますという部分は、今後回答していくという形になります。

◆坂下弘親委員 中身については、先ほど参考人さんの方に事実関係を聞いたんですけども、私も今、南陵町の自治会長は私の古くからの友人でありまして、先ほど電話で確認しました。そしたら、本人は呼びかけ人に入っているという意識が全然ないんですよ。それで、これだからどうのこうの言うんじゃないですよ。議事録に載っているからちゃんとしとかないといかんなどと思って僕が言うだけですから、お答えどうのこうのじゃないんですよ。彼は言うには、南陵町にこれを個人的に配るのは結構ですと。けども、呼びかけ人とかそういうことには入っていないということを彼は、本当に今、私は3時15分に確認してきました。それで本人も、だから、もしあれだったら、やっぱりちゃんと本人が理解できるような形の中でやるべきやろうと、それは指摘しておきます。別にそれをどうのこうの質問するわけじゃないですから。ただ、議事録に先ほどののが載っているから、そう言うっておかないといかんなどと思って、そうしておきます。それだけです。

○池内光宏委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、討論を行います。ご意見のある方はご発言を願います。

◆鈴木章夫委員 私は、本請願に反対する立場から意見を述べます。

これまで建設水道常任委員会に提出された水道部の資料をもとに、本委員会での質疑を通じ、地元の皆さんが希望されている井戸水をそのまま使用し続けていくことがいいのか、より安全と言われる府営水に変更した方がよいのか、どちらが地元住民の皆さんの健康、安全を保っていけるのか、守っていけるのか、そうした点に戻り、一定の判断をいたしました。

1、請願には、水道部は最初から開浄水場を閉鎖して、府営水に切りかえることを前提にして説明が進められてきたと述べられておられますが、水道部が開浄水場の休止を前提に地元説明会に臨むのは当然と、このように理解いたします。水道部が休止の方針を決定し、3月議会でも休止にかかわる議案を議員全員で賛成、議決している内容を前提で説明会に臨まない方がむしろ議会を無視したことになるのではないかと思うわけであります。

2、休止の理由、水質の点について、水道部は休止の理由の1つとしている地下水の水質が悪化し、水質の改善の見込みが立たないとのことに対しまして、発がん性の疑いのあるこの物質が10年以上にわたって地下水に含まれていたことを初めて知らされ、いっそ驚いたと、このように述べられております。この後10年間は多少の増減を繰り返しながら一定の範囲におさまっていると、こうした表現等ともなっているわけであります。しかし、資料から判断すると、実態は確実に右肩上がりになっており、悪化していることが読み取れるわけであります。

また、京都府が開浄水場及び周辺井戸の汚染について発表した資料を根拠に安全宣言と言っておられますけれども、テトラクロロエチレンの測定値が4月13日の発表では環境基準値が0.01ミリグラム／リットルに対し、0.025ミリグラム／リットルと、2.5倍にもかかわらず、体重50キロの人が毎日20リットルを一生飲み続けても健康への影響はないと、このようにしておりますが、5月25日の発表では0.01ミリグラム／リットルと、1.1倍になり、前回から大幅に下回る測定値にもかかわらず、長期間多量に飲料しない限り健康への影響はないとされましたが、これは言い換えれば、長期間多量に飲用すれば健康への影響が懸念されると、このように発表されていることになるのではないのでしょうか。1回目の表現は、いわゆる風評被害でいたずらに不安を与えないことを考慮されたこと、このようにも考えます。しかし、1回目、2回目とも周辺基準超過井戸については即刻飲用停止措置をとられ、現在使用していない状況であり、このことから飲用を差し控えるのが当然のことであると、このように考えるわけであります。

3、地元住民の理解を得る努力につきましては、議決の際、水道部に対し、地元住民の理解を得るよう努力するようとの議会意見をもとに、これまで当局は7回にわたって地元説明会を持ち、一定の努力をされたことは理解するものであります。地元はどこまでいっ

でも閉鎖反対、継続を主張され、平行線となってしまっているのが現状でございます。しかしながら、原水調査の結果、環境基準値を超えるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが右肩上がりに存在している実態から、安心安全な水道水を供給する義務がある水道部としての休止を計画するのは務めであると、このようにも考えます。

当局は、水質に対する安全安心はもちろん、事業の経営など、総合的な判断で地元住民に対して理解を得ていく努力をしたにもかかわらず、説明会を開催しても自治会として参加されず、また先ほど述べましたように、地下水を飲み続けたいことが条件とのことから、これ以上の進展がないと判断され、やむなく当局の責任において**開浄水場**を府営水に切りかえる判断をされたことは当然のことと考えます。

最後に、請願のタイトルは、**開浄水場**の一方的な閉鎖をしないでいただきたいとなっておりますが、宇治市議会議員、建設水道常任委員会の皆様への文書では、安心安全、安価でおいしい地下水を飲み続ける願いを委員の皆様にご理解いただきたいと訴えますとの内容となっております。請願提出以後、地元配布されたチラシ等では、府営水切りかえ反対決起集会とか、**開浄水場**閉鎖を許さない集いと表現がされており、地元には水道部の**開浄水場**の休止という考えは全くないと言っても間違いがないと判断せざるを得ない状況でもあるわけであります。最近では白紙撤回を求める発言も地元はされていると、このような状況であります。結果として、3月議会、議員全員一致で議決した**開浄水場**の休止はいつまでたっても実施できないままと考えます。

今後、当局は理解を得る努力は惜しむべきではありませんが、機会を得ることができず、進展が見られない場合につきましては、当局が一定判断をして、市水道部としての責務を果たすべきと、このように考えます。

以上、請願に反対する立場からの意見といたします。

◆**中路初音委員** 請願第19-1、**開浄水場**の一方的な閉鎖をしないように求める請願に対する賛成討論を行います。

宇治市は、昨年12月21日に開と槇島の2浄水場の休止方針を議会に報告しました。**開浄水場**の施設休止の理由は2つ。1つ目が、施設が老朽しており更新または補修が必要だが、更新費用が6,700万円と高くつくから。2つ目が、原水にテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンなどが含まれているからというものでした。ところがその後、休止の理由が変化しています。

まず、3月5日に行われた第1回目の地元説明会では、地元説明のためにつくられた資料には、施設休止の理由は1点、水質の問題しか書いていません。そこでは住民の質問に答えて、環境省が昨年来て指導を受けたと説明されました。

次に行われた4月1日、第2回の説明会では、前回の環境省からの指導と言ったのは間違いで、山城北保健所及び宇治市の環境サイドからの指導であったと訂正されました。

そして、4月26日、第3回の説明会で、1つ目に水質について、原水に環境基準を上

回るトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが含まれていれば、水道事業者として100%安心安全の水道水を供給し続ける保障を得ないとし、2つ目に、施設の老朽化により更新が必要で、6,700万円の費用がかかることを説明されました。

その後、6月3日の説明会では、休止理由は6つになっています。このように、まず地元との関係では、休止理由の説明が正確に丁寧にされてこない経過がありました。住民への説明責任という点で、まず市水道部は大変不誠実な態度であったと言わざるを得ません。

そして、その休止理由は、この間の議会での論戦でも一つ一つ崩れています。水質は、供給している浄水には何ら問題がないこと、原水にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが含まれていても、きちんと曝気処理をすれば1回の曝気で0.001ミリグラム／リットル未満まで処理することができ、安心安全の水道水が供給できることは、全国あちこちの自治体の実証しています。

問題になっているのは府営水の浄水に含まれる総トリハロメタンで、これは有機物質を分解処理する過程で生まれるものですが、これは少なくするのにも費用もかかり、今後の大きな課題となっているのです。

課題となるのは施設の老朽化ですが、施設はどんな施設であってもメンテナンスが必要であり、老朽化すれば必要な修繕や更新を行うのは当たり前です。そのときの更新のやり方が問われます。宇治市は老朽化した施設の修繕や更新に多額の費用がかかると言いますが、実は今の世の中では反対のことが言われています。現在、多くの大学や病院や百貨店などで、開と同じくらいの500トンから600トンの給水をするのにも府営水を使わず、自己水に切りかえるところがふえています。宇治市内でも井戸を掘って浄水施設をつくり、これまで使用していた府営水を自己水に切りかえている事業所がありますが、理由をお聞きすると、第1にコスト削減、第2に緊急時の対応のためと答えられています。実際に、近年新たな井戸を掘って施設を更新された向日市でも、200メートルの井戸ですが、7,000万円までで新設をされています。宇治市が更新には多額の費用がかかるという根拠はほかでは通用しないものです。

19万宇治市民にとって、今後の水道事業をどのように進めていくのがいいのか、これは防災や環境や、もちろんコストも含めたさまざまな観点から、専門家の知恵や現在の進んだ技術も学んだ上で、きちんと検討を重ねて方針をつくっていかねばならないはずです。その方針は議会でもしっかり議論して、市民にも理解し、納得してもらえる内容につくっていくのが行政の果たさなければならない本来の役割ではないでしょうか。そうした手順を踏まず、理屈も通らない、市民に納得できない理由で休止を進められるのは押しつけでしかありません。

開の地下水は16年間かけて移管をされた、歴史的な経過もある、住民の皆さんにとっては自分の家や財産と同じように大切にしてきた、父母や祖父母から受け継いで守ってこられた大事な地下水です。理論的に理解できない理由で休止を説明されても納得がいかないのは当然であり、行政への不信感さえ募らせてしまいます。市民が主役、地域が主役と



言いながら、市民が理解や納得ができない方針を押しつけるやり方は間違っています。

以上の理由から、**開浄水場**の一方的な閉鎖をしないように求める請願に賛成します。